

令和 8 年 2 月 16 日

令和 8 年 第 1 回  
糸魚川市議会定例会提出議案

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案番号	件名
1	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号））
2	令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）
3	令和8年度糸魚川市一般会計予算
4	令和8年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算
5	令和8年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算
6	令和8年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算
7	令和8年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算
8	令和8年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算
9	令和8年度糸魚川市集合支払特別会計予算
10	令和8年度糸魚川市ガス事業会計予算
11	令和8年度糸魚川市水道事業会計予算
12	令和8年度糸魚川市簡易水道事業会計予算
13	令和8年度糸魚川市下水道事業会計予算
14	行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
15	糸魚川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
16	糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
17	糸魚川市立へき地保育所条例を廃止する条例の制定について
18	糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
19	糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
20	糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
21	辺地に係る総合整備計画の変更について
22	糸魚川市過疎地域持続的発展計画の策定について
23	糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
24	糸魚川市公共用財産管理条例の一部を改正する条例の制定について
25	糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
26	糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
27	和解について
28	糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案番号	件名
29	糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
30	糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について
31	令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）
32	令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第3号）
33	令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第3号）
34	教育委員会委員の任命について
35	固定資産評価審査委員会委員の選任について
36	固定資産評価審査委員会委員の選任について
37	固定資産評価審査委員会委員の選任について
38	農業委員会委員の任命について
39	農業委員会委員の任命について
40	農業委員会委員の任命について
41	農業委員会委員の任命について
42	農業委員会委員の任命について
43	農業委員会委員の任命について
44	農業委員会委員の任命について
45	農業委員会委員の任命について
46	農業委員会委員の任命について
47	農業委員会委員の任命について
48	農業委員会委員の任命について
49	農業委員会委員の任命について
50	農業委員会委員の任命について
51	農業委員会委員の任命について
52	農業委員会委員の任命について
53	農業委員会委員の任命について
54	農業委員会委員の任命について
55	農業委員会委員の任命について
56	農業委員会委員の任命について
報告	
1	火打山麓振興株式会社の経営状況について



議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第1号

専 決 処 分 書

令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度糸魚川市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ29,370,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		2,305,159	27,173	2,332,332
	3 県委託金	430,146	27,173	457,319
20 繰越金		1,353,671	12,827	1,366,498
	1 繰越金	1,353,671	12,827	1,366,498
補正されなかった款項に係わる額		25,671,480	0	25,671,480
歳入合計		29,330,310	40,000	29,370,310

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,889,166	40,000	3,929,166
	4 選挙費	101,644	40,000	141,644
補正されなかった款項に係わる額		25,441,144	0	25,441,144
歳 出 合 計		29,330,310	40,000	29,370,310

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（一般会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	2,305,159	27,173	2,332,332
20 繰越金	1,353,671	12,827	1,366,498
補正されなかった款に係わる額	25,671,480	0	25,671,480
歳入合計	29,330,310	40,000	29,370,310



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,889,166	40,000	3,929,166
補正されなかった款に係わる額	25,441,144	0	25,441,144
歳出合計	29,330,310	40,000	29,370,310

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
27,173			12,827
27,173			12,827



単位：千円

節		金額	説明
区	分		
4	選挙費委託金	27,173	1 衆議院議員選挙委託金 27,000 7 衆議院議員選挙啓発推進委託金 103 8 衆議院議員選挙開票速報事務委託金 70
1	繰越金	12,827	1 前年度繰越金 12,827

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
2 款	総務費	3,889,166	40,000	3,929,166
4 項	選挙費	101,644	40,000	141,644
2 目	選挙執行費	90,306	40,000	130,306
節		11 衆議院議員選挙費		
区 分	金 額	事業費	0	40,000
1 報酬	4,588	[財源内訳]		
3 職員手当等	13,121	・ 県支出金		
7 報償費	152	衆議院議員選挙委託金		27,000
8 旅費	651	衆議院議員選挙啓発推進委託金		103
10 需用費	1,267	衆議院議員選挙開票速報事務委託金		70
11 役務費	2,677	・ 一般財源		12,827
12 委託料	14,947			
13 使用料及び賃借料	967			
17 備品購入費	1,606			
18 負担金、補助及び交付金	24			
歳 出 合 計			40,000	29,370,310
		29,330,310		

2款 総務費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
	27,173			12,827
	27,173			12,827
	27,173			12,827
11 衆議院議員選挙費の経費内訳				
投票管理者等報酬	3,550	通信料		50
会計年度任用職員報酬	1,038	手数料		757
時間外勤務手当	13,066	除排雪委託料		3,300
管理職員特別勤務手当	55	車両運行委託料		30
報償金	5	ポスター掲示板設置撤去委託料		11,062
報償品	147	投票所入場券作製委託料		495
費用弁償	544	選挙公報配布委託料		20
会計年度任用職員費用弁償	29	車両誘導委託料		40
普通旅費	78	複写機使用料		272
消耗品費	886	投票所借上料		227
燃料費	10	投票所電話借上料		18
食糧費	111	投票箱等輸送車借上料		450
印刷製本費	250	事務備品購入費		1,606
備品修繕料	10	光熱水費負担金		24
運搬料	1,870			
財 源 内 訳	27,173			12,827



議案第2号

令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度糸魚川市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ29,759,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		8,118,600	15,604	8,134,204
	1 地方交付税	8,118,600	15,604	8,134,204
15 国庫支出金		2,903,672	373,396	3,277,068
	2 国庫補助金	972,216	373,396	1,345,612
補正されなかった款項に係わる額		18,348,038	0	18,348,038
歳入合計		29,370,310	389,000	29,759,310

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,929,166	389,000	4,318,166
	1 総務管理費	3,439,992	389,000	3,828,992
補正されなかった款項に係わる額		25,441,144	0	25,441,144
歳 出 合 計		29,370,310	389,000	29,759,310

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 繰越明許費の追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	食料品物価高騰対策給付金事業	389,000

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（一般会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	8,118,600	15,604	8,134,204
15 国庫支出金	2,903,672	373,396	3,277,068
補正されなかった款に係わる額	18,348,038	0	18,348,038
歳入合計	29,370,310	389,000	29,759,310

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,929,166	389,000	4,318,166
補正されなかった款に係わる額	25,441,144	0	25,441,144
歳出合計	29,370,310	389,000	29,759,310

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
373,396			15,604
373,396			15,604



節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	15,604	1 普通交付税 15,604
1	総務管理費補助金	373,396	13 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 373,396

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
2 款	総務費	3,929,166	389,000	4,318,166
1 項	総務管理費	3,439,992	389,000	3,828,992
1 目	一般管理費	1,091,940	389,000	1,480,940
節		62 食料品物価高騰対策給付金事業		
区 分	金 額	事業費	0	389,000
10 需用費	500	[財源内訳]		
11 役務費	6,400	・ 国庫支出金		
12 委託料	8,900	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付		
13 使用料及び賃借料	2,200	金		
18 負担金、補助及び交付金	371,000	・ 一般財源		
歳 出 合 計		29,370,310	389,000	29,759,310

2款 総務費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
	373,396			15,604
	373,396			15,604
	373,396			15,604
62 食料品物価高騰対策給付金事業の経費内訳				
消耗品費		500	給付事務委託料	8,900
運搬料		3,700	システム使用料	2,200
手数料		2,700	食料品物価高騰対策給付金	371,000
財 源 内 訳	373,396			15,604



議案第3号

令和8年度糸魚川市一般会計予算

令和8年度糸魚川市の一般会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第4号

令和8年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度糸魚川市の国民健康保険事業特別会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第5号

令和8年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算

令和8年度糸魚川市の国民健康保険診療所特別会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第6号

令和8年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度糸魚川市の後期高齢者医療特別会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第7号

令和8年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算

令和8年度糸魚川市の介護保険事業特別会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第8号

令和8年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算

令和8年度糸魚川市の有線テレビ事業特別会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第9号

令和8年度糸魚川市集合支払特別会計予算

令和8年度糸魚川市の集合支払特別会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第10号

令和8年度糸魚川市ガス事業会計予算

令和8年度糸魚川市のガス事業会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第11号

令和8年度糸魚川市水道事業会計予算

令和8年度糸魚川市の水道事業会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第12号

令和8年度糸魚川市簡易水道事業会計予算

令和8年度糸魚川市の簡易水道事業会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第13号

令和8年度糸魚川市下水道事業会計予算

令和8年度糸魚川市の下水道事業会計の予算を次のとおり定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



議案第14号

行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

行政組織の再編に伴い、関係条例の整備を行うものである。

## 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例

(糸魚川市総合計画等審議会条例の一部改正)

第1条 糸魚川市総合計画等審議会条例（平成17年糸魚川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画定住課」を「企画課」に改める。

(糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年糸魚川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表7級の項中「1 部長の職務」及び「2」を削る。

(糸魚川市公民館条例の一部改正)

第3条 糸魚川市公民館条例（平成17年糸魚川市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第1条の表糸魚川市中央公民館能生分館の項及び糸魚川市中央公民館青海分館の項を削る。

第2条、第3条第3号、第7条ただし書、第8条第3号及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(糸魚川市住居表示審議会条例の一部改正)

第4条 糸魚川市住居表示審議会条例（平成17年糸魚川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民課」を「市民生活課」に改める。

(糸魚川市都市計画審議会条例の一部改正)

第5条 糸魚川市都市計画審議会条例（平成17年糸魚川市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市政策課」を「都市建設課」に改める。

(糸魚川市生涯学習推進委員会条例の一部改正)

第6条 糸魚川市生涯学習推進委員会条例（平成19年糸魚川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「生涯学習課」を「教育委員会事務局文化スポーツ課」に改める。

(糸魚川市男女共同参画推進委員会条例の一部改正)

第7条 糸魚川市男女共同参画推進委員会条例（平成20年糸魚川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活課」を「総務課」に改める。

(糸魚川市定住自立圏共生ビジョン審議会条例の一部改正)

第8条 糸魚川市定住自立圏共生ビジョン審議会条例（平成23年糸魚川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画定住課」を「企画課」に改める。

(糸魚川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

第9条 糸魚川市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成23年糸魚川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、部長の職」を削り、「これらの職」を「この職」に改める。

(糸魚川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第10条 糸魚川市子ども・子育て会議条例（平成25年糸魚川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会こども課」を「教育委員会事務局こども家庭課」に改める。

(糸魚川市いじめ問題専門委員会及び糸魚川市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正)

第11条 糸魚川市いじめ問題専門委員会及び糸魚川市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年糸魚川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会事務局こども教育課」を「教育委員会事務局学校教育課」に改める。

(糸魚川市行政不服審査会条例の一部改正)

第12条 糸魚川市行政不服審査会条例（平成28年糸魚川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部総務課」を「総務課」に改める。

(糸魚川市農業委員候補者選考委員会条例の一部改正)

第13条 糸魚川市農業委員候補者選考委員会条例（平成28年糸魚川市条例第34号）

の一部を次のように改正する。

第8条中「産業部農林水産課」を「農林水産課」に改める。

(糸魚川市コンプライアンス審査会条例の一部改正)

第14条 糸魚川市コンプライアンス審査会条例（令和4年糸魚川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。以下「法」という。」を削る。

第7条中「総務部総務課」を「総務課」に改める。

(糸魚川市入札監視委員会条例の一部改正)

第15条 糸魚川市入札監視委員会条例（令和4年糸魚川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部財政課」を「財政課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

糸魚川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

糸魚川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

子ども・子育て支援法の改正等に伴い、乳児等通園支援事業が令和8年4月から本格実施されることを受け、給付費支給の確認手続を行うための基準を新たに定めるものである。

# 糸魚川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準（第3条）

#### 第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

### 第3章 雑則（第33条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。））を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

#### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、新潟県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・

保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該

特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園

支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費

用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容に

ついて内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等

通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければ

ならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳

簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事

項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給

付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する

議案第16号

糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、文言を整理するものである。

糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年糸魚川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）、第10条（見出しを含む。）及び第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

糸魚川市立へき地保育所条例を廃止する条例の制定について

糸魚川市立へき地保育所条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

根知保育園の閉園により市内のへき地保育所がなくなるため、条例を廃止するものである。

## 糸魚川市立へき地保育所条例を廃止する条例

糸魚川市立へき地保育所条例（平成17年糸魚川市条例第129号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

園児数の現状に合わせ、定員の規定を改正するものである。

## 糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例

糸魚川市立保育所条例（平成17年糸魚川市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（利用定員）」に改め、同条中「入所定員」を「利用定員」に改め、同条の表大和川保育園の項中「60人」を「50人」に改め、同表西海保育園の項中「60人」を「40人」に改め、同表中央保育園の項中「105人」を「80人」に改め、同表大野保育園の項及び寺地保育園の項中「60人」を「40人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

いじめ問題専門委員会委員等の報酬金額について見直しを行いたいため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

糸魚川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年糸魚川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題専門委員会委員及び調査委員並びにいじめ問題再調査委員会委員の項中「日額 20,600円」を「実績額 日額 予算」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の糸魚川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和8年1月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の糸魚川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された報酬は、改正後条例の規定による報酬の内払とみなす。

議案第20号

糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

## 糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例

糸魚川市火災予防条例（平成17年糸魚川市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

### （簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
  - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第21号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

# 総合整備計画書

糸魚川市 小滝辺地

## 1 辺地の概況

- (1) 人口及び世帯数 74人 54世帯  
(うち地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の区域の人口 46人 35世帯)
- (2) 面積 185.00 km<sup>2</sup> { 宅地 0.16 km<sup>2</sup>  
農地 0.44 km<sup>2</sup>  
山林 24.96 km<sup>2</sup>  
その他 159.44 km<sup>2</sup>
- (3) 辺地を構成する町又は字の名称 糸魚川市大字小滝、山之坊、大所
- (4) 地域の中心の位置 糸魚川市大字小滝 10772 番地 2
- (5) 辺地度点数 114点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 辺地の地勢及び住民の日常生活の現況  
当辺地は、市の中心部から南西部に11キロメートル以上離れた山間地に位置する豪雪地で、集落は、道路や河川沿いの狭小な平地に点在している。  
また、自然や地質、歴史、文化等の地域資源に恵まれ、糸魚川ユネスコ世界ジオパークのジオエリアに指定されている。
- (2) 公共的施設の整備についての基本方針  
安全な車両通行や林業振興、ジオエリアへのアクセスを向上するため、市道及び林道の改良を行う。  
また、観光産業の振興を図るため、高浪の池や蓮華温泉等の周辺整備を行う。
- (3) 各区分の施設整備についての方針
- ア 交通・通信体系の整備  
当地域の安定した日常生活を確保するため、集落間連絡道及び集落内道路の維持及び整備を図る。
- イ 産業の振興  
高浪の池や蓮華温泉といった観光施設等を整備することにより、観光・交流人口の増加を図り、当辺地の経済活動の活性化と人口の定着を図る。  
また、林道の改良により、林業の振興と基盤整備を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和8年度までの3か年

(単位：千円)

番号	施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち、 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
1	市道中川原平岩線大所川橋 修繕	糸魚川市	130,000	71,500	58,500	58,500
2	市道蓮華線 改良	糸魚川市	120,000	60,000	60,000	60,000
3	蓮華温泉駐車場 整備	糸魚川市	(51,640)	(25,820)	(25,820)	(25,800)
			48,000	24,000	24,000	19,000
4	高浪の池 周辺整備	糸魚川市	(6,430)	(47,270)	(47,270)	(47,270)
			53,700	4,800	48,900	48,900
5	林道入山線 改良	糸魚川市	149,400	104,000	45,400	45,400
6	林道橋保全対策事業 山之坊線 2号沢橋	糸魚川市	51,000	35,700	15,300	15,300
7	林道橋保全対策事業 入山線 大菱橋	糸魚川市	(63,450)	(44,415)	(19,035)	(19,000)
			40,000	28,000	12,000	12,000
8	林道橋保全対策事業 入山線 マキ沢橋	糸魚川市	5,000	3,500	1,500	1,500
9	林道高浪線 改良	糸魚川市	81,000	36,450	44,550	44,500
10	林道岡倉谷線 改良	糸魚川市	19,400	8,730	10,670	10,600
11	小規模補助治山事業 入山線落石対策	糸魚川市	20,000	12,000	8,000	8,000
12	小規模補助治山事業 カラソ沢	糸魚川市	10,000	6,000	4,000	4,000
13	市道平山線 改良	糸魚川市	(6,000)	(0)	(6,000)	(6,000)
合 計			(760,590)	(414,545)	(346,045)	(345,870)
			727,500	394,680	332,820	327,700

# 総合整備計画書

糸魚川市 仙納辺地

## 1 辺地の概況

- (1) 人口及び世帯数 187人 94世帯  
(うち地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の区域の人口 75人 38世帯)
- (2) 面積 15.08 km<sup>2</sup> { 宅地 0.07 km<sup>2</sup>  
農地 1.01 km<sup>2</sup>  
山林 4.14 km<sup>2</sup>  
その他 9.86 km<sup>2</sup>
- (3) 辺地を構成する町又は字の名称 糸魚川市大字仙納、大洞、高倉
- (4) 地域の中心の位置 糸魚川市大字仙納 1948番地2
- (5) 辺地度点数 141点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

### (1) 辺地の地勢及び住民の日常生活の現況

当辺地は、海岸線から川沿いに2キロメートル以上離れた山間地に位置する集落及びその更に山沿いの豪雪地帯に位置し、道路や河川沿いに開けた狭小な集落であり、階段状の地形に点在している。

山間部の集落周辺は最高積雪が4メートルを超える豪雪地帯であるとともに、通年通行可能な連絡道は谷や崖に面しており、落石や雪崩による孤立が懸念される状況にある。

また、自然や地質、歴史、文化等の地域資源に恵まれ、糸魚川ユネスコ世界ジオパークのジオエリアに指定されており豊富な観光資源がある。

### (2) 公共的施設の整備についての基本方針

住民の生活道路として安全な車両通行を可能とするため、市道の改良を行う。

また、農業の近代化、効率化を図るため、農地環境の整備を行う。

### (3) 各区分の施設整備についての方針

#### ア 交通・通信体系の整備

当地域の安定した日常生活を確保するため、集落間連絡道及び集落内道路の維持及び整備並びに除雪体制の充実を図る。

#### イ 産業の振興

農業の近代化、効率化を図るため、ほ場整備を行う。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和8年度までの3か年

(単位：千円)

番号	施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち、 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
1	市道仙納筒石線 改良	糸魚川市	(394,000)	(197,000)	(197,000)	(197,000)
			320,000	160,000	160,000	160,000
2	市道下倉高倉線下倉宮下橋 修繕	糸魚川市				
			73,000	40,150	32,850	32,800
3	県営中山間地域農業農村総合 整備事業 大洞地区 区画整理	新潟県	(294,000)	(261,660)	(32,340)	(32,300)
			482,000	428,980	53,020	53,000
合 計			(761,000)	(498,810)	(262,190)	(262,100)
			875,000	629,130	245,870	245,800

# 総合整備計画書

糸魚川市 西飛山辺地

## 1 辺地の概況

- (1) 人口及び世帯数 70人 34世帯  
(うち地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の区域の人口 70人 34世帯)
- (2) 面積 52.10 km<sup>2</sup> { 宅地 0.05 km<sup>2</sup>  
農地 0.38 km<sup>2</sup>  
山林 3.42 km<sup>2</sup>  
その他 48.25 km<sup>2</sup>
- (3) 辺地を構成する町又は字の名称 糸魚川市大字柵口、西飛山、田麦平、崩
- (4) 地域の中心の位置 糸魚川市大字柵口 1238 番地 6
- (5) 辺地度点数 101点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 辺地の地勢及び住民の日常生活の現況  
当辺地は、海岸線から能生川沿いに12キロメートル以上離れた山間地に位置する豪雪地帯である。集落は、標高約300メートルの高台の傾斜地に点在している。  
また、豪雪地帯の特徴を生かし、スキー場を有している。
- (2) 公共的施設の整備についての基本方針  
住民の生活道路として安全な車両通行の確保や林業振興を図るため、市道及び林道の改良を行う。  
また、観光産業の振興を図るため、スキー場の施設等を整備する。
- (3) 各区分の施設整備についての方針
- ア 交通・通信体系の整備  
当地域の安定した日常生活を確保するため、集落間連絡道及び集落内道路の維持及び整備並びに除雪体制の充実を図る。
- イ 産業の振興  
シャルマン火打スキー場周辺の観光施設等を整備することにより、観光・交流人口の増加を図り、当辺地の経済活動の活性化と人口の定着を図る。  
また、林道の改良により、林業の振興と基盤整備を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和8年度までの3か年

(単位：千円)

番号	施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち、 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
1	市道崩線崩橋 修繕	糸魚川市	(100,000)	(55,000)	(45,000)	(45,000)
			140,000	77,000	63,000	63,000
2	市道放山線 改良	糸魚川市				
			9,000	4,500	4,500	4,500
3	シャルマン火打スキー場 管理事業	糸魚川市	(0)	(0)	(0)	(0)
			44,121	0	44,121	44,100
4	シャルマン火打スキー場 管理車両、備品購入、更新	糸魚川市	(10,200)		(10,200)	(10,200)
			18,128	0	18,128	18,100
5	シャルマン火打スキー場 施設整備	糸魚川市	(24,400)		(24,400)	(24,400)
			16,444	0	16,444	16,400
6	林道放山線 改良	糸魚川市				
			8,000	3,600	4,400	4,400
合 計			(151,600)	(63,100)	(88,500)	(88,500)
			235,693	85,100	150,593	150,500

# 総合整備計画書

糸魚川市 外波辺地

## 1 辺地の概況

- (1) 人口及び世帯数 423人 201世帯  
(うち地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の区域の人口 133人 68世帯)
- (2) 面積 84.00 km<sup>2</sup> { 宅地 0.16 km<sup>2</sup>  
農地 0.47 km<sup>2</sup>  
山林 8.15 km<sup>2</sup>  
その他 75.22 km<sup>2</sup>
- (3) 辺地を構成する町又は字の名称 糸魚川市大字外波、市振、玉ノ木、上路、橋立
- (4) 地域の中心の位置 糸魚川市大字外波 241番地
- (5) 辺地度数 110点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

### (1) 辺地の地勢及び住民の日常生活の現況

当辺地は、市の中心部から西部に12キロメートル以上離れた親不知漁港から富山県境の海岸線沿いまでの集落と、海岸線から6キロメートル以上離れた山間地に位置する豪雪地帯で、集落は、道路や河川沿いの狭小な平地に密集している。

山間部の集落周辺は最高積雪が4メートルを超える豪雪地帯であるが、通年通行可能な連絡道は県道1本のみであり、落石や雪崩による孤立が懸念される状況にある。

また、自然や地質、歴史、文化等の地域資源に恵まれ、糸魚川ユネスコ世界ジオパークのジオエリアに指定されている。

### (2) 公共的施設の整備についての基本方針

安全な車両通行や林業振興、ジオエリアへのアクセスを向上するため、市道及び林道の改良を行う。

### (3) 各区分の施設整備についての方針

#### ア 交通・通信体系の整備

当地域の安定した日常生活を確保するため、集落間連絡道及び集落内道路の維持及び整備並びに除雪体制の充実を図る。

#### イ 産業の振興

林道の改良により、林業の振興と基盤整備を図る。

また、青海川硬玉産地周辺の整備、及び天陰広場の下水処理施設を整備することにより、観光・交流人口の増加を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和8年度までの3か年

(単位：千円)

番号	施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち、 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
1	玉ノ木消雪パイプ 新設	糸魚川市	57,000	0	57,000	57,000
2	市道上路境川線 改良	糸魚川市	3,500	1,500	2,000	2,000
3	林道橋立上路線 改良	糸魚川市	16,000	7,200	8,800	8,800
4	林道山姥線 改良	糸魚川市	20,600	9,270	11,330	11,300
5	林道橋立線 改良	糸魚川市	15,800	7,110	8,690	8,600
6	林道橋保全対策事業 黒姫線 真砂橋	糸魚川市	7,000	4,900	2,100	2,100
7	硬玉産地 整備	糸魚川市	33,130	16,565	16,565	16,500
8	天陰広場公衆用便所 整備	糸魚川市	7,500	0	7,500	7,500
9	親不知ピアパーク おさかなセンター 整備	糸魚川市	(9,200)	(0)	(9,200)	(9,200)
合 計			(169,730)		(123,185)	(123,000)
			160,530	46,545	113,985	113,800



議案第22号

糸魚川市過疎地域持続的発展計画の策定について

糸魚川市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫



糸魚川市

過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

新潟県糸魚川市

## 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	糸魚川市の概況	1
ア	自然的条件の概要	
イ	歴史的条件の概要	
ウ	社会的、経済的条件の概要	
エ	糸魚川市における過疎の状況	
オ	産業構造の変化と社会経済的発展の方向	
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移と動向	
イ	産業構造の推移と動向	
(3)	市行財政の状況	5
ア	行政の状況	
イ	財政の状況	
ウ	公共施設の整備状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	8
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1)	現況と問題点	12
ア	移住・定住	
(2)	その対策	12
ア	移住・定住	
(3)	計 画	13
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	13
3	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	14
ア	農林水産業	
イ	鉱工業	
ウ	商業	
エ	観光又はレクリエーション	
オ	雇用環境	
(2)	その対策	18
ア	農林水産業	
イ	鉱工業	
ウ	商業	
エ	観光又はレクリエーション	
オ	雇用環境	
(3)	計 画	21
(4)	産業振興促進事項	22
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	22
4	地域における情報化	23
(1)	現況と問題点	23
ア	情報通信	
(2)	その対策	23
ア	情報通信	

(3) 計 画	23
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
5 交通施設の整備、交通手段の確保	24
(1) 現況と問題点	24
ア 市道及び国・県道等	
イ 交通確保対策	
(2) その対策	26
ア 市道及び国・県道等	
イ 交通確保対策	
(3) 計 画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
6 生活環境の整備	30
(1) 現況と問題点	30
ア 水道施設	
イ 下水道施設	
ウ 環境保全と資源循環社会	
エ 消防防災・防犯	
オ 住宅・宅地の整備	
カ 未利用公共施設の管理	
(2) その対策	34
ア 水道施設	
イ 下水道施設	
ウ 環境保全と資源循環型社会	
エ 消防防災・防犯	
オ 住宅・宅地の整備	
カ 未利用公共施設の管理	
(3) 計 画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
(1) 現況と問題点	38
ア 児童福祉	
イ 高齢者福祉	
ウ 障害者等福祉	
エ 市民の健康増進	
(2) その対策	40
ア 児童福祉	
イ 高齢者福祉	
ウ 障害者等福祉	
エ 市民の健康増進	
(3) 計 画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
8 医療の確保	44
(1) 現況と問題点	44
ア 地域医療	
イ 救急医療	
(2) その対策	44
ア 地域医療	
イ 救急医療	
(3) 計 画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45

9	教育の振興	46
(1)	現況と問題点	46
	ア 就学前教育・学校教育	
	イ 生涯学習	
	ウ 生涯スポーツ	
(2)	その対策	48
	ア 就学前教育・学校教育	
	イ 生涯学習	
	ウ 生涯スポーツ	
(3)	計 画	49
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	50
10	集落の整備	51
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	51
	ア 自治組織・機能の充実	
	イ 暮らしやすい生活圏の形成	
(3)	計 画	52
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	52
11	地域文化の振興等	53
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53
	ア 地域固有の歴史・文化の継承と活用	
	イ 芸術文化の振興	
(3)	計 画	54
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	54
12	再生可能エネルギーの利用の促進	55
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	55
	ア 再生可能エネルギー	
(3)	計 画	55
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	55
	事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	56

# 1 基本的な事項

## (1) 糸魚川市の概況

### ア 自然的条件の概要

当市は、新潟県の西端部に位置し、北は日本海、西は富山県、東は上越市、南は長野県及び妙高市にそれぞれ接し、北アルプス連峰に連なる県内最高峰の小蓮華山（2,766m）や頸城連峰の活火山である新潟焼山（2,400m）が連なっています。中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、親不知子不知県立自然公園、久比岐県立自然公園、白馬山麓県立自然公園の2つの国立公園と3つの県立自然公園をはじめ、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。

また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源、水資源などの地域資源が豊富で、フォッサマグナについては、日本列島形成にかかわる世界的な学術資源であるとともに、市内全域に地質に基づくジオエリアを有する糸魚川ジオパークが国内初の世界ジオパーク認定を受け、平成27年11月には、世界ジオパークの活動がユネスコの正式事業になりました。

総面積は746.41㎢で、能生川、早川、海川、姫川、青海川などの流域や河口部の平地に集落や市街地が形成されていますが、総面積の94.2%を急峻な山林原野が占め、地形上全国でも有数の地すべり地帯となっています。

気候は大別して海岸部と山間部に分かれ、海岸部では暖流の影響もあり、比較的雪は少ないものの、山間部では北陸地方特有の豪雪地帯で積雪は4mにも達し、根雪期間は12月から翌年4月までと長く、これら厳しい自然条件から地域の発展が制約されています。

### イ 歴史的条件の概要

当市は、平成17年3月19日に旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町が新設合併し、誕生しました。

旧1市2町においては、明治34年にそれまで自然の集落を基礎としていた小規模な町村が集約され、3町15村となりました。

昭和29年には、昭和の大合併により、旧糸魚川市では、昭和29年6月1日に1町8村が合併し糸魚川市となり市制を施行しました。昭和29年10月1日には、今井村の一部が旧糸魚川市に編入されました。旧能生町では、昭和29年10月1日に、能生町、能生谷村、磯部村、木浦村の1町3村が合併し、新たに能生町となりました。また、旧青海町では昭和29年10月1日に、歌外波村、市振村、上路村及び今井村の一部が青海町に編入され、新たに青海町となりました。このような経緯を経て、旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町の1市2町が形成されました。

### ウ 社会的、経済的条件の概要

道路交通は、市を東西に横断する北陸自動車道及び一般国道8号と、長野県大町市とを結ぶ一般国道148号が広域幹線道路網として位置付けられ、市民生活や経済活動

の動脈として大きな役割を担っています。

鉄道は、平成 27 年 3 月に市域を東西方向に横断する形で北陸新幹線が開通し、それと並行して第 3 セクターえちごトキめき鉄道株式会社の日本海ひすいラインが配置され、令和 3 年 3 月には日本海ひすいラインにえちご押上ひすい海岸駅が開業しました。南北方向には、J R 西日本が運行する大糸線が配置されています。

産業は、地元で採掘される良質な石灰石を原材料にした資源利用型の化学・セメント産業が基幹産業となっており、姫川下流にある地方港湾唯一のリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）の姫川港が、石灰石（砕石）やセメント等の鉱工業製品や原燃料の輸出入に大きな役割を果たしています。

## エ 糸魚川市における過疎の状況

昭和 50 年には旧 1 市 2 町で国勢調査人口が 62,900 人でしたが、平成 17 年 49,844 人、平成 27 年 44,162 人、令和 2 年 40,765 人となり、昭和 50 年以降の 45 年間に 22,135 人、35.2%の人口が減少しました。また、令和 7 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口は 37,617 人で、令和 2 年との比較では 7.7%減少し、依然として人口減少が続いています。

人口の動きを地域別にみると、市内全域で人口減少が見られるものの、特に山間豪雪地の集落での人口の減少が大きく、過疎化が進み、担い手不足などにより地域の活力が低下し、集落機能の維持すら困難な地域もあります。また、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯の増加も課題となっています。

このような過疎化の原因は、昭和 30 年代後半からの経済の高度成長等社会構造の大きな変貌によることが最大の理由ですが、高学歴化や就業等に対する価値観の多様化に伴い、若者の要望に合う就業の場が少ないこと、生活環境全般における都市的サービス機能の不足や商業・娯楽施設等のにぎわいの場の集積がなされている都市との格差などによる若年層を中心とした人口の流出のほか、近年は出生数の減少も大きな要因となっています。

これまで旧能生町及び旧青海町では、過疎地域対策関連法に基づき事業を実施し、平成 17 年 1 市 2 町による市町村合併後は市全域が過疎地域として指定され、交通通信網、消防施設、文教施設、生活環境の整備等の過疎対策に成果を上げてきました。また、美しい自然や温かな人間性など過疎地域が持つ貴重な財産を活用し、海・山・温泉を中心とした観光に力を注ぎ、徐々に地域の活性化が図られています。

今後も引き続き、若者の定着に向けた就業支援、農林水産業の基盤整備、多様な担い手の確保・育成と併せ、地域産業の育成・支援、地域の実情に合った優良企業の誘致や起業化を図り、地域の持続的発展を推進しなければなりません。

## オ 産業構造の変化と社会経済的発展の方向

昭和 50 年の国勢調査における就業人口の割合は、第 1 次産業が 29.0%、第 2 次産業が 31.3%、第 3 次産業が 39.6%でしたが、令和 2 年の国勢調査では、第 1 次産業が 5.1%、第 2 次産業が 35.5%、第 3 次産業が 59.1%と第 1 次産業の構成比が大幅に減

少しています。

地域の産業や観光などの経済活動と新たな地域間の交流活動の活発化とともに、環日本海時代の交流進展と北陸新幹線による拠点性を高め、十字型に結ぶ経済圏の確立を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期完成が求められています。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

昭和50年（1975年）国勢調査では62,900人を数えた人口も表1-1(1)のとおり出生数の減少と人口流出が続き、令和2年国勢調査では40,765人となり、昭和50年に比べて35.2%減少しました。

特に、29歳までの年少・若年者人口の減少が著しい一方、65歳以上の高齢者の比率は昭和50年に10.9%であったものが、令和2年（2020年）には40.0%と著しく増加し、今後もこの傾向は続くことが想定され、過疎対策とともに少子高齢化社会への対応が重要な課題となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和32年（2050年）には人口が22,382人まで減少すると推計されており、急激な人口減少に歯止めをかける取組とともに、人口減少に対応したまちづくりが必要となっています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 62,900	人 56,803	% △ 9.7	人 49,844	% △ 12.3	人 44,162	% △ 11.4	人 40,765	% △ 7.7
0歳～14歳	14,620	9,733	△ 33.4	6,181	△ 36.5	4,816	△ 22.1	4,005	△ 16.8
15歳～64歳	41,429	36,158	△ 12.7	28,284	△ 21.8	22,942	△ 18.9	20,213	△ 11.9
うち15歳～29歳(a)	11,634	8,242	△ 29.2	5,711	△ 30.7	4,495	△ 21.3	3,960	△ 11.9
65歳以上(b)	6,851	10,912	59.3	15,379	40.9	16,346	6.3	16,296	△ 0.3
(a)/総数 若年者比率	% 18.5	% 14.5	—	% 11.5	—	% 10.2	—	% 9.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 10.9	% 19.2	—	% 30.9	—	% 37.0	—	% 40.0	—

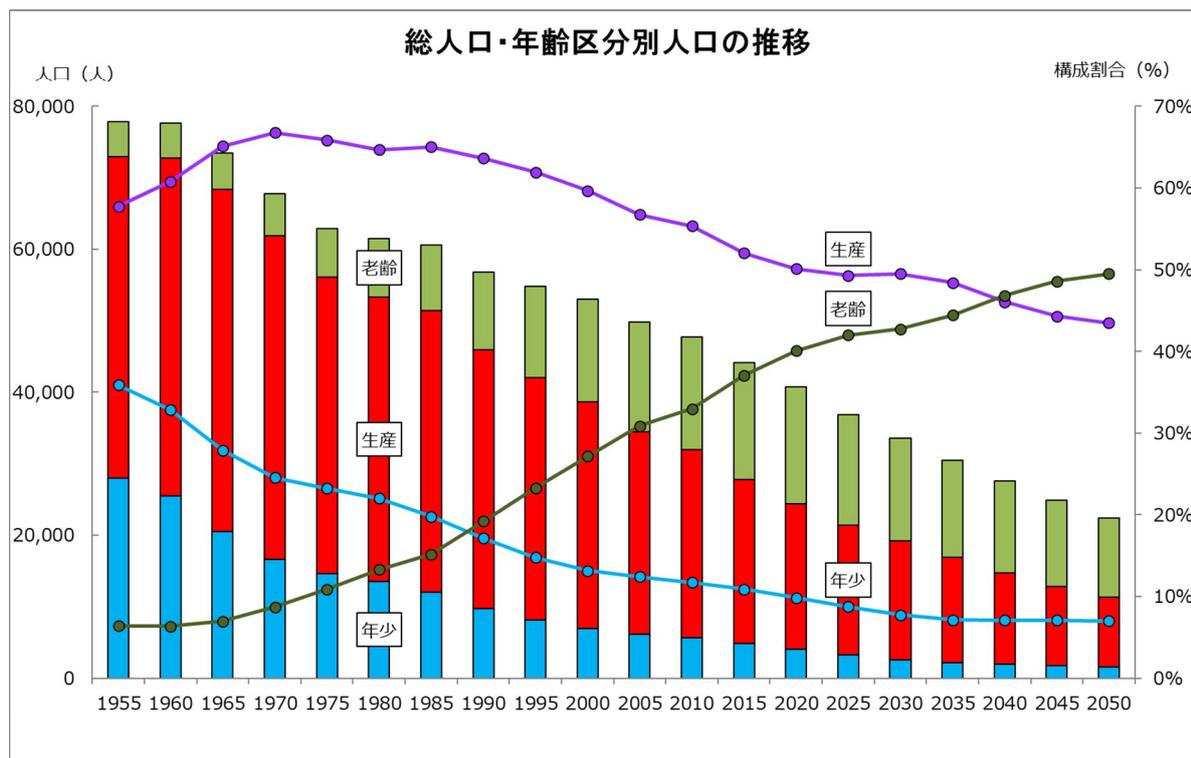
※総数欄は、年齢不詳を含む。

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成17年3月31日		令和2年3月31日			令和6年3月31日			令和7年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 51,543	—	人 41,783	—	% △ 18.9	人 38,419	—	% △ 8.1	人 37,617	—	% △ 2.1
男	24,838	% 48.2	20,433	% 48.9	△ 17.7	18,825	% 49.0	△ 7.9	18,416	% 49.0	△ 2.2
女	26,705	% 51.8	21,350	% 51.1	△ 20.1	19,594	% 51.0	△ 8.2	19,201	% 51.0	△ 2.0

※外国人を含む。

表 1-1 (3) 人口の見通し



※1955年（昭和30年）から2020年（令和2年）は国勢調査の結果に基づく。  
 ※2025年（令和7年）以降は2023年（令和5年）に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計人口に基づく。

### イ 産業構造の推移と動向

令和2年国勢調査における就業人口は、第1次産業が1,013人、第2次産業が7,105人、第3次産業が11,825人となっています。全就業者数は、昭和50年では33,384人を数えていましたが、年々その数は減少し、令和2年では19,998人と、昭和50年から40.1%の減少となっています。

産業別就業人口の構成比は、令和2年国勢調査では、第1次産業が5.1%、第2次産業が35.5%、第3次産業が59.1%となっており、特に第1次産業は昭和35年の47.4%から大幅に減少しています。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 33,384	人 29,952	% △ 10.3	人 24,729	% △ 17.4	人 21,510	% △ 13.0	人 19,998	% △ 7.0
第1次産業 就業人口比率	% 29.0	% 13.4	-	% 8.5	-	% 5.9	-	% 5.1	-
第2次産業 就業人口比率	% 31.3	% 41.6	-	% 37.3	-	% 35.5	-	% 35.5	-
第3次産業 就業人口比率	% 39.6	% 45.0	-	% 54.2	-	% 58.2	-	% 59.1	-

### (3) 市行財政の状況

#### ア 行政の状況

少子化と若者の流出による人口の減少、高齢化の急速な進行、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け、市民との協働のまちづくりを進めるとともに、簡素で効率的な行政体制の確立と財政基盤の強化を推進する必要があります。

また、糸魚川市総合計画を着実に推進し、持続可能なまちづくりを進めるためには、健全かつ効果的・効率的な行財政運営が必要です。そのため、「成果を重視した持続可能な行政経営」を基本方針とし、次の3項目を重点推進項目として、行政改革を積極的に推進します。

#### (7) 効率的で効果的な行政サービス

目的を明確にし、達成に向けた事務・事業の見直しや、市民目線に立った取組を積極的に進め、成果を重視した効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、デジタル化の推進により、市民サービスの向上に努めます。

#### (4) 健全で持続可能な財政運営

確実な財源確保に努め、限りある財源の適切な配分と、事務・事業の効率的な実施による経費の縮減を図り、健全で持続可能な財政運営に取り組みます。

市民の理解を得ながら財政運営を進めるため、わかりやすい財政状況の公表に努めます。

#### (ウ) 人材の育成と職員の意識改革

多様化・専門化する行政需要や、社会環境の変化などによる行政課題に迅速かつ適切に対応するため、組織・機構の見直しの推進と、人材の育成・確保に努めるとともに職員の意識改革に取り組みます。

#### イ 財政の状況

当市の財政規模は、令和6年度の普通会計歳入決算額では300億8,530万3千円で、令和2年度に比べて14.2%減少しています。

歳入のうち、自主財源である市税は73億3,853万7千円で、歳入全体に占める割合は24.4%であり、当市の財政は、地方交付税(30.1%)、国庫支出金(9.7%)、県支出金(6.8%)、地方債(5.1%)に大きく依存しています。また、歳入総額に占める一般財源の割合は76.1%です。

歳出では、令和6年度決算は279億6,524万7千円で、令和2年度に比べ15.9%減少しています。

このうち投資的経費は29億1,644万9千円で、歳出総額の10.4%を占めています。うち普通建設事業費は22億7,557万1千円で、歳出総額の8.1%を占めており、このうち単独事業費が占める割合は、48.7%です。

義務的経費については、令和6年度歳出総額に占める割合は44.2%であり、令和6年度末の地方債の現在高は327億1,115万3千円となっています。

財政構造の弾力性を指数で見ると、令和6年度の経常収支比率は97.3%であり、財政の硬直化が顕著です。

今後も人口の減少や景気状況などによる地方税収入の伸び悩みや地方交付税の減少など、引き続き財源不足が生じるものと思われます。また、借入金の着実な償還により、実質公債費比率は健全化基準以下、将来負担比率は減少傾向ではありますが、今後の公共施設の老朽化への対応、子育て支援施設や小中学校の適正配置に伴う整備等をふまえると、引き続き施設の適切な管理や整備を行うと同時に、過疎対策事業債など交付税等の財政措置がある地方債を積極的に利用し、財政負担の軽減に努める必要があります。

一方、少子高齢化社会に向けた地域福祉サービスの充実、資源循環型社会の構築などの生活関連社会資本の整備など、今後とも財政の健全性を保ちながら、的確な施策を実施していくことが期待されています。さらに、義務的経費等の経常経費の節減と合理化を図り、住民の要望に応え、地域共通の課題を解決できるような財政構造にするように努めていかなければなりません。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況 (普通会計)

単位:千円

区 分	令和2年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額 A	35,068,715	29,144,069	30,085,303
一般財源	21,042,324	22,392,584	22,908,195
国庫支出金	7,246,075	2,284,030	2,185,621
都道府県支出金	2,094,561	1,648,003	1,739,457
地方債	2,789,300	1,387,600	1,477,300
うち過疎債	1,639,400	842,600	704,400
その他	1,896,455	1,431,852	1,774,730
歳出総額 B	33,265,357	26,895,765	27,965,247
義務的経費	11,241,218	12,365,221	12,373,964
投資的経費	5,713,704	2,793,046	2,916,449
うち普通建設事業費	4,516,041	2,406,139	2,275,571
その他	16,310,435	11,737,498	12,674,834
過疎対策事業費	5,315,703	3,107,340	3,240,576
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,803,358	2,248,304	2,120,056
翌年度へ繰越すべき財源 D	440,008	445,001	235,527
実質収支 C-D	1,363,350	1,803,303	1,884,529
財政力指数	0.468	0.468	0.477
実質公債費比率	11.6	12.4	13.0
経常収支比率	92.9	96.5	97.3
将来負担比率	83.6	50.7	43.4
地方債残高	42,148,034	35,434,256	32,711,153

#### ウ 公共施設の整備状況

主要公共施設の整備状況は、表 1 - 2 (2)のとおりです。

市道については、令和 6 年度末実延長が 843,629mあり、そのうち改良済延長が 437,826mで改良率 51.9%となっています。また、舗装済延長が 608,721mで舗装率は 72.2%です。

農林道については、令和 6 年度末の農道の延長が 257,384m、林道の延長が 228,535mとなっています。

水道については、令和 6 年度末現在の水道普及率は 99.1%となっています。

下水道については、公共下水道が昭和 63 年 3 月に能生地域、平成元年に青海地域、平成 5 年に糸魚川地域で供用を開始しました。公共下水道以外の区域は、一定の集落単位による集合処理方式の農業集落排水や漁業集落排水事業を実施し、それ以外の区域においては合併浄化槽事業を進めてきました。令和 6 年度末現在の汚水処理人口普及率は 96.8%、水洗化率は 98.0%となっています。

また、医療については、令和 6 年 10 月 1 日現在、病院 2 施設 259 病床、一般診療所 28 施設 0 病床、歯科診療所 15 施設であり、令和 2 年と比べ、一般診療所が 4 施設、歯科診療所が 2 施設減少しました。一般診療所のうち、市が運営する施設は 4 施設です。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	令和元 年度末	令和2 年度末	令和3 年度末	令和4 年度末	令和5 年度末	令和6 年度末
市町村道						
延長 (m)	840,943	842,516	843,240	843,466	843,523	843,629
改良率 (%)	51.7	51.8	51.8	51.9	51.9	51.9
舗装率 (%)	71.9	72.0	72.1	72.1	72.2	72.2
農道						
延長 (m)	254,471	254,514	254,545	254,545	254,545	257,384
林道						
延長 (m)	226,066	226,169	227,016	227,444	228,079	228,535
水道普及率 (%)	98.8	99.0	99.0	99.0	98.9	99.1
水洗化率 (%)	96.9	97.5	97.6	97.7	97.9	98.0
人口千人当りの病院、 診療所の病床数 (床)	7.7	7.8	8.0	8.1	8.3	-

※令和6年度末「人口千人当りの病院、診療所の病床数」は未発表

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

若年層を中心とした人口減少による過疎化と高齢化は、地域社会、地域経済、生活環境に大きな変化をもたらしました。このため、これまで過疎地域対策関連法に基づく過疎計画により、下水道等生活環境の整備や福祉の増進を重点に、道路網の整備、教育文化の振興等に努めてきました。また、当地域が持つ貴重な地域資源を活用し、海・山・温泉を中心とした観光開発等、産業の振興にも力を注ぐことで、地域活性化や地域コミュニティの維持を図っております。

しかしながら、依然として過疎化の進行は収まらず、まちづくりの目標とする「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向けて、「人口減少対策」と「住み続けたいまちづくり」に取り組むことが重要です。このため、次の6つの分野別の基本方針に沿って取組を進め、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図ります。

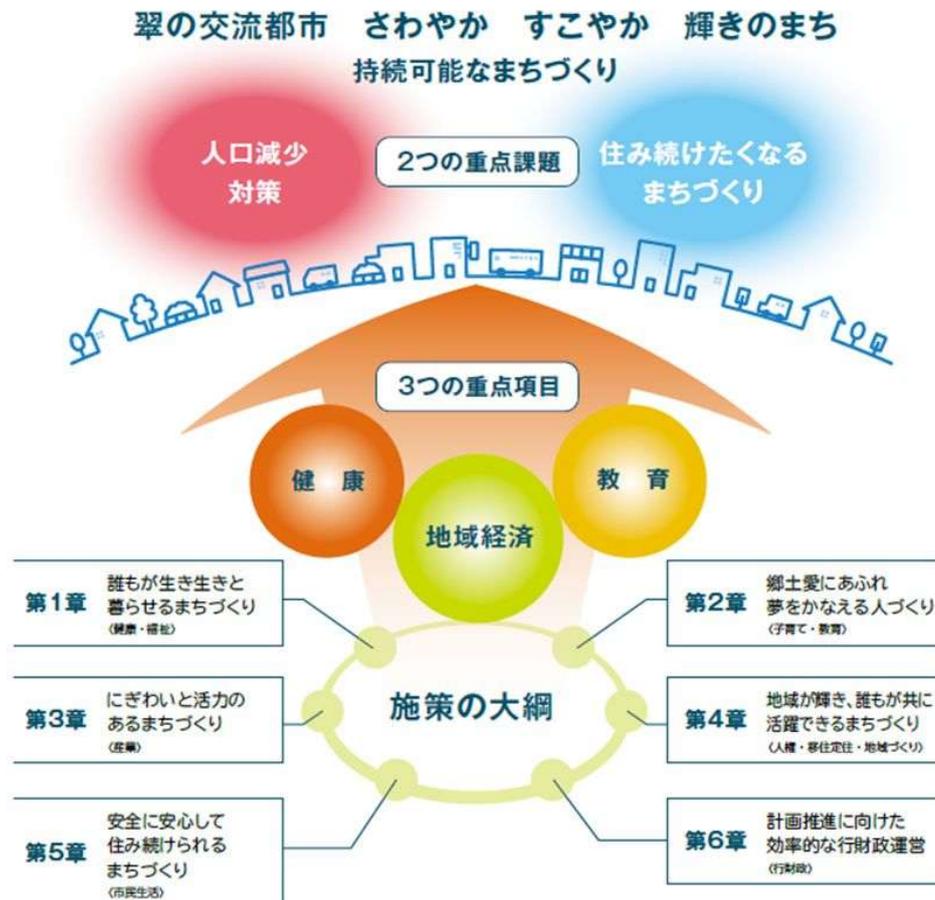
## 過疎対策事業の計画と実績

(単位：千円)

区分		総事業費	産業の振興	交通通信の整備	生活環境・福祉・医療の整備	教育文化の振興	集落の整備	その他	
対策緊急措置法	S46 ～ S54	計画	3,498,528	460,846	1,186,219	900,012	940,651	10,800	0
		実績	3,398,912	488,751	1,209,922	945,144	846,825	8,270	0
		達成率 (%)	97.2%	106.1%	102.0%	105.0%	90.0%	76.6%	—
振興特別措置法	S55 ～ H元	計画	10,274,679	1,604,880	2,315,660	2,802,500	3,551,639	0	0
		実績	10,878,379	1,630,905	2,609,664	4,183,694	2,454,116	0	0
		達成率 (%)	105.9%	101.6%	112.7%	149.3%	69.1%	—	—
活性化特別措置法	H2 ～ H11	計画	25,214,024	7,861,380	4,934,049	8,974,695	3,331,707	0	112,193
		実績	28,572,539	9,856,530	5,302,640	10,383,547	2,915,326	0	114,496
		達成率 (%)	113.3%	125.4%	107.5%	115.7%	87.5%	—	102.1%
自立促進特別措置法	H12 ～ H16	計画	13,013,186	1,775,126	3,030,951	5,001,619	2,827,629	28,270	349,591
		実績	10,427,798	2,274,354	3,002,749	3,703,490	1,291,556	28,270	127,379
		達成率 (%)	80.1%	128.1%	99.1%	74.0%	45.7%	100.0%	36.4%
自立促進特別措置法	H17 ～ H21	計画	64,323,968	11,269,508	17,152,388	25,031,097	9,347,803	0	1,523,172
		実績	44,800,527	12,194,445	9,853,301	14,456,530	6,853,043	0	1,443,208
		達成率 (%)	69.6%	108.2%	57.4%	57.8%	73.3%	—	94.8%
自立促進特別措置法	H22 ～ H27	計画	37,027,209	2,078,484	42,085,351	13,139,447	9,281,927	442,000	0
		実績	37,830,939	2,920,158	10,798,094	12,168,774	11,576,789	367,124	0
		達成率 (%)	102.2%	140.5%	25.7%	92.6%	124.7%	83.1%	—
自立促進特別措置法	H28 ～ R2	計画	36,901,366	2,763,432	6,958,454	22,677,410	3,976,360	274,710	251,000
		実績	31,230,571	2,469,795	5,437,538	19,123,771	4,044,512	95,614	59,341
		達成率 (%)	84.6%	89.4%	78.1%	84.3%	101.7%	34.8%	23.6%
自立促進特別措置法	R3 ～ R7	計画	13,250,809	5,479,933	437,830	5,005,122	1,948,081	92,175	287,668
		実績 (※)	11,301,902	1,098,963	705,443	7,484,418	1,770,952	117,753	124,373
		達成率 (%)	85.3%	20.1%	161.1%	149.5%	90.9%	127.7%	43.2%

※実績は令和3年度から令和6年度実績

### ◆まちづくりの目標



## ＜施策の大綱＞

### ① 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

保健や医療、福祉が連携した地域医療・福祉体制の充実を図るとともに、家族や地域による支え合いや助け合いの体制づくりに努めます。

健康の増進や生きがいがづくりの充実を図ることで、こころと体の健康を維持し、人生100年時代を見据えた「誰もが生き生きと暮らせるまちづくり」を進めます。

### ② 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり

子どもの発達段階に応じて連続性を重視した「0歳から18歳までの子ども一貫教育」の充実に努め、地域全体が協働して、子育て支援と教育の取組を進めます。

次世代の担い手となる子どもたちが健やかに育ち、多様な学びや経験を通して、自分らしい生き方を実現するための力を育むとともに、全ての市民が地域社会の中で共に学び、共に成長し合う、「郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり」を進めます。

### ③ にぎわいと活力のあるまちづくり

今後、人口減少による地域経済の縮小が見込まれることから、地域内での経済循環と外貨を得る取組を進めるとともに、若者や女性の就業環境を整え、雇用の創出や担い手の確保を図る取組を進めます。

地域資源や交通・物流ネットワークを活用した新たな産業の創出や、商工業及び農林水産業の振興と6次産業化を推進するとともに、観光資源を活用した交流人口の拡大を図り、「にぎわいと活力のあるまちづくり」を進めます。

### ④ 地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自治組織の役割は大変重要であり、地域ぐるみで住民が互いに支え合い、住民が主体となった自主自立の取組を促し、市民・地域・行政が将来を見据え、共に考え、共に行動する協働の取組が重要です。

地域を支えるリーダーなどの人材育成と地域活動に積極的に参加する市民を増やす取組を進めるとともに、若者の定着や移住定住の促進により、「地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり」を進めます。

### ⑤ 安全で安心して住み続けられるまちづくり

市民誰もが住みよいまちを実現するためには、人口減少社会に対応した都市計画に基づくまちづくりが必要であり、宅地や公園、ガス・上下水道などの住環境の整備を進めます。

このほか、快適な市民生活や活気のある産業活動を支えるため、地域の実情やニーズに合った交通基盤の整備を進め、人々が暮らしやすい、「安全に安心して住み続けられるまちづくり」を進めます。

### ⑥ 計画推進に向けた効率的な行財政運営

持続可能なまちづくりに向けた各種施策を推進するため、健全な行財政運営に努めるとともに、市民との情報共有、まちづくりへの理解や参画につながる効率的・効果的な事業実施に向けて、行政改革を推進します。

厳しい財政状況や変化が激しい社会経済環境に的確に対応するため、一層簡素で効率的な行政の体制整備と財政基盤の強化を行い、積極的に行政改革を推進します。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画では、基本方針に沿って取組を進めるに当たり、第3次総合計画（令和4年3月策定）及び「第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月策定、令和7年3月改定）の人口目標値を基本目標として設定します。

#### 人口目標値

区分	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
人口 (人)	34,624	31,700	28,955	26,333	24,076
社会増減の改善 ※人口目標値を達成するために 必要な移動者増加数 (人)	168	353	574	826	1,149

資料: 第3次総合計画

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

多様な主体によるフォローアップ体制を整備し、毎年度に実施状況と施策・事業の効果を検証し、所要の見直しを行うPDCAサイクルを回すとともに、毎年度行政評価委員会において効果検証・評価を行い、本計画の推進を目指します。

#### (7) 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

「糸魚川市公共施設等総合管理指針」は、公共施設等全体の現状を把握するとともに、中長期的な経費の見通しや課題を分析し、今後の公共施設等のあり方や管理に関する基本方針を定め、適正な配置及び管理を行うことを目的として策定しています。

指針では、これまでの単体的な公共施設等の整備方法から、今後は、中長期的な視点で横断的に公共施設等を再構築する「全体最適化」の考え方に転換し、総合的かつ計画的に管理していくこととし、4つの基本方針を定めています。

本計画においても、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら、基本方針に沿って必要な事業を適正に実施します。

基本方針1 社会情勢の変化に応じた適正配置を進める。

基本方針2 マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う。

基本方針3 長寿命化を図る。

基本方針4 財政負担を軽減・平準化する。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

近年、テレワークやリモートワークの浸透により、柔軟な働き方や暮らし方が志向されるようになってきている中で、当市においても、これまで首都圏での移住相談会等での情報発信や移住定住促進のための地域おこし協力隊の配置と併せて、地域における移住者受入研修による態勢整備、空き家の家財道具等処分及び取得費用の助成などにより、空き家の利活用を進めてきました。

今後は、移住希望者のニーズに沿った十分な情報提供や、関係人口の創出に向けて柔軟な働き方、暮らし方に対応した受入態勢も含めた更なる環境整備が必要です。

### (2) その対策

- ・移住定住を促進するため、糸魚川の暮らし方などの情報発信のほか、住まいや就労などの相談体制の充実を図るとともに、暮らしの体験や就労体験メニューを用意し、円滑な移住定住につなげます。

- ・ワーケーションの推進により、関係人口の創出及びサテライトオフィスの誘致を促進します。

- ・テレワークなど多様で柔軟な働き方の創出を推進するため、受入施設等の整備を行います。

- ・若者の転出抑制や地元定着を図るため、新幹線通学する大学生等への通学費助成を行います。

- ・U I ターンする若者へ修学資金の返済金の一部を助成し、地元就職の促進及び新たな人材の確保を図ります。

- ・ふるさとの未来を担う子どもたちが、将来どこで暮らしていても、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとと関わりを持ち続けることができるような郷土愛の醸成を図ります。

- ・創業支援や、子育て支援を充実させ、特に当市で減少傾向にある 20 歳から 40 歳までの子育て世代を呼び込み、バランスのとれた人口構成を目指します。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	多様な働き方推進事業	市 団体
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・就業支援金給付事業 内容：東京圏からの移住者への経済的支援 必要性・効果： 東京圏への人口の流出が進む中、東京圏から移住し、中小企業等に就職した場合などに移住支援金を支給する。	市 団体
		移住定住促進事業 内容：Uターン者等への移住定住支援 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、移住希望者等への情報提供、移住体験ツアー等を行うことにより、地域や産業の担い手を確保し、集落の維持を図る。	市 団体
		大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業 内容：大学生等への新幹線通学費助成 必要性・効果： 高校卒業後、進学に伴う転出者数が多いことから、市内学生が新幹線を利用して通学する際の費用を助成し、地元定着を図る。	市
		Uターン等修学資金返済支援事業 内容：Uターンする若者への修学資金返済支援 必要性・効果： 人口減少対策として若者の地元定着を目指し、地元就職の促進及び若者人材の確保を図るため、修学資金の返済金の一部等を助成する。	市
		空き家活用事業 内容：空き家の取得、家財処分費助成、空き家バンク運営 必要性・効果： 市内の空き家の有効活用を通じて、移住定住の促進による人口増加及び地域の活性化を図る。	市 団体

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

利用者ニーズを検証し、適切なサービスと施設規模を確保するとともに、中長期的に必要な施設は、機能・設備の充実を図ります。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林水産業

当市の農家数は、昭和 60 年には 5,000 戸を超えていましたが、平成 2 年には 4,559 戸、平成 17 年には 2,993 戸、平成 22 年には 2,573 戸、平成 27 年には 2,071 戸、令和 2 年には 1,580 戸と年々減少の一途をたどっています。耕作に適した平地が少なく、山間急傾斜地が多いなどの地形的条件から、1 戸当たりの経営耕地面積が小さく、稲作を中心とした兼業農家が大半を占め、コスト高な経営形態となっています。さらに、基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の年代が令和 2 年には 88%を占めるなど、農業者の減少・高齢化が進行し、農業経営の担い手確保や地域で支える営農形態の構築が急務となっています。

また、サル、イノシシ、ハクビシン等の鳥獣による農作物の被害が多く見られることから、農作物被害の拡大防止を図る必要があります。

今後は、新規就農者を含む多様な担い手の確保・育成により、持続可能な産業構造への転換を図るとともに、生産基盤の整備、農地の集積・集約化やスマート農業の導入による効率的な経営と農林水産物の高付加価値化、販路の拡大等を促進し、収益性の高い経営体の育成を図る必要があります。

中山間地域の農地は急傾斜や区画面積が狭小など、生産条件が不利であるため、耕作放棄地が増加し、生産性や災害防止等の農地が持つ多面的機能が低下しており、農地を保全し、農業生産及び農地の多面的機能の維持・確保を図る必要があります。

林業では、令和 2 年の林野面積が約 6 万 ha で、林野率は 81.2%と高くなっています。

森林は木材を供給するだけでなく、国土の保全、水源のかん養、保健・文化・教育的利用の場の提供、多様な動植物の保全、地球温暖化防止への寄与などの多面的機能を有しており、市民生活に潤いと豊かさを提供していますが、採算性の低下による木材産業の停滞や森林管理の担い手の減少と高齢化、森林所有者の世代交代などに伴い、管理の行き届かない森林が著しく増加するなどの課題を有しています。

このため、生産活動の採算性を向上させ、森林施業の担い手の育成を行いながら森林所有者の経営意欲の喚起を図るとともに、地元産材の利用促進を積極的に行い、持続的な林業経営と適正な森林整備を推進し、今後も、森林の持つ保水機能をはじめとした多面的かつ公益的機能の持続的な発揮を確保していく必要があります。

当市には、第 3 種漁港である能生漁港をはじめ筒石、鬼舞、浦本、大和川、親不知、市振の 7 漁港を有し、令和 5 年における漁獲量は 1,869 t と県内でも屈指の漁獲高を上げています。

しかし、漁業を取り巻く状況は、水揚げ量の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化や後継者不足による就業者の減少などにより、経営が悪化する傾向にあり、今後も効率的な漁業体制の確立が課題となっています。

さらには、農山漁村間や都市との交流・連携などにより、農山漁村の活力の向上に期待が寄せられています。

### 農家戸数、農業就業者数、経営耕地面積の推移

区分	農業戸数 (戸)	自給的 農家 (戸)	販売農家			経営 耕地面積 (ha)	1戸当り 経営耕地 面積 (ha)
			専業農家 (戸)	第1種 兼業農家 (戸)	第2種 兼業農家 (戸)		
昭和55年	5,607	—	367	720	4,520	3,348	0.60
昭和60年	5,078	—	393	458	4,227	2,984	0.59
平成2年	4,559	1,424	274	206	2,655	2,590	0.57
平成7年	4,086	1,372	284	228	2,202	2,294	0.56
平成12年	3,460	1,264	301	147	1,748	1,955	0.57
平成17年	2,993	1,276	360	98	1,259	1,566	0.52
平成22年	2,573	1,157	350	65	1,001	1,539	0.60
平成27年	2,071	963	265	77	766	1,463	0.71
令和2年	1,580	737	843			1,435	0.91

資料:農林業センサス

### 林野面積の推移

区分	総数 (ha)	国有 (ha)	民有(ha)			
			計	独立行政 法人等	公有	私有
平成12年	60,958	12,426	48,532	276	6,545	41,711
平成17年	61,044	12,411	48,633	524	6,408	41,701
平成22年	61,013	12,388	48,625	281	6,640	41,704
平成27年	61,011	12,388	48,623	525	6,599	41,499
令和2年	60,593	12,382	48,211	295	6,629	41,287

資料:農林業センサス

### 漁船、漁業従事者等の推移

区分	漁業経営 体数	漁船数	海上作業従事者数(人)
昭和53年	253	332	700
昭和58年	265	337	609
昭和63年	194	257	494
平成5年	173	224	418
平成10年	150	188	329
平成15年	136	184	299
平成20年	114	162	225
平成25年	81	114	180
平成30年	73	103	158
令和5年	62	75	116

資料:漁業センサス

漁獲量(t)
5,434
6,084
5,121
4,474
4,148
3,859
3,232
2,952
2,447
1,803

資料:平成30年まで海面漁業生産統計調査  
令和5年新潟県水産課提供

## イ 鉱工業

当市は、資源利用型の化学工業、窯業・土石製品製造業を基幹産業の一つとして発展してきました。新型コロナウイルス感染症や原材料価格の高騰、エネルギーコスト上昇などの影響を受けながらも、各企業は生産工程の効率化や付加価値化に取り組み、製造品出荷額等は緩やかな回復基調にあります。

市内中小製造業においては、下請企業が多く、大手企業の経営動向に業況が左右されやすいため、日頃からの技術革新や生産工程の改善などによる経営基盤の強化を図り、市場の創造と開拓のため、産学官連携、産産連携、農商工連携などの機会づくりの強化が重要となっています。このため、中小企業向け制度融資の充実や企業への情報提供、アドバイス等の支援に向けて、市内外の関係機関との連携のもと、支援体制の更なる機能強化が求められています。

また、現下の景気状況では、新規企業の誘致も厳しい状況であり、企業の本社機能等の移転や既存企業の関連企業や新規企業等の立地に向けた情報収集を行い、継続的な誘致活動を行う必要があります。

### 製造業事業所数、従業者数等の推移

区分	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
令和元年	86	3,715	14,127,062
令和2年	81	3,717	13,766,402
令和3年	78	3,545	14,088,133
令和4年	86	3,928	14,525,325
令和5年	84	3,769	16,200,555

平成28年～令和3年:経済センサス-活動調査

平成29年～令和2年:工業統計調査

令和4年、令和5年

※ 従業員4人以上の事業所の数値を掲載

## ウ 商業

当市の商業は、近隣都市への消費者の流出やインターネットショッピングの普及などにより、既存商店の売上、商店数及び従業員数は年々減少しています。

市民生活を支える地元商店、まちの顔としての商店街など、生活基盤に不可欠な要素として期待される一方、経営者の高齢化による商店街の空き店舗対策や商店の後継者問題は、商業振興の大きな課題となっています。

地域経済の活性化と持続のため、新規創業者を増やすための取組や既存商店を守るための事業承継の取組が求められています。

## 商店数、従業者数等の推移

区分	商店数	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
平成16年	773	3,717	7,158,843
平成19年	709	3,492	6,541,946
平成24年	563	2,787	5,676,300
平成26年	521	2,806	5,800,700
平成28年	512	2,882	5,992,600
令和3年	461	2,702	5,212,600

資料: 商業統計調査、平成24年のみ経済センサス-活動調査

## エ 観光又はレクリエーション

当市は、山岳・溪谷・温泉・海浜・河川などの豊かな自然資源、文化財・名所旧跡などの文化的資源、「盆栽の王」と呼ばれる糸魚川真柏、さらにはヒスイやフォッサマグナなど国際的な価値を有する地質・鉱物資源に恵まれているとともに、農林水産物や様々な味覚、四季折々の祭りや伝統行事等、豊富な観光資源を有しています。

これらの資源を核とした糸魚川ユネスコ世界ジオパークを地域のブランドとして位置付け、多様な観光振興策を展開しています。

観光入込客数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年度には大きく減少しましたが、令和5年5月の第5類移行後は回復傾向を見せ、令和5年度には190万人台まで増加しています。

ジオパークや北陸新幹線糸魚川駅を核として、国内外に向けて糸魚川の魅力を発信し、ジオパークの大地とそこから育まれた観光資源の魅力アップを図るとともに、観光客が利用しやすい環境を整え、ハード面の整備やソフト事業の取組強化に努める必要があります。

## 観光客入込数の推移

(単位: 人)

区分	温泉	自然景観	名所・旧跡	文化施設	産業観光	まつり・イベント	海水浴	スキー	登山など	その他レク施設	合計
平成27年度	242,150	90,090	29,430	476,830	1,084,590	285,310	145,930	57,140	28,590	47,040	2,487,100
平成28年度	236,290	80,860	43,860	408,950	1,006,630	200,490	154,790	58,580	24,900	47,520	2,262,870
平成29年度	225,370	73,330	48,390	376,190	935,570	217,300	137,680	52,450	28,660	42,750	2,137,690
平成30年度	218,010	80,110	45,290	463,680	986,160	209,440	136,520	54,470	27,650	41,690	2,263,020
平成31年度	187,990	88,870	54,780	435,470	971,320	209,480	123,780	32,610	28,550	44,630	2,177,480
令和2年度	107,370	45,790	33,250	276,480	572,870	9,630	58,380	34,860	13,580	49,350	1,201,560
令和3年度	123,610	37,290	34,080	318,210	638,980	7,500	71,340	36,680	19,280	53,120	1,340,090
令和4年度	116,320	51,020	43,170	437,660	804,500	89,830	96,700	39,780	20,170	48,420	1,747,570
令和5年度	126,750	51,850	46,200	481,130	847,020	160,570	98,820	39,220	17,540	40,450	1,909,550
令和6年度	122,970	52,260	47,240	439,000	876,710	143,930	79,950	46,600	17,790	38,730	1,865,180

資料: 商工観光課

## オ 雇用環境

当市の有効求人倍率は高止まりの状況が続いており、企業が求める人材の確保が困難な状況となっています。地域経済の発展に向けて労働力の確保は最重要課題であり、現

下の雇用情勢に対応した雇用対策や、就職の希望がありながら就職できていない人に対して、就業支援の強化が求められています。

市内高校生の地元就職者は、生徒数の減少や進学志向の高まりにより減少するとともに、企業と求職者の希望職種の不一致や女性が希望する職種の不足などにより、市外での就職が増加傾向にあります。地元就職、U I ターン就職促進のためには、学生を中心に市外在住者に対する就職情報等の提供や地元で初めて就職した者に対する資金面からの支援が必要となっています。

また、企業が求める人材の確保と育成のため、資格取得や研修費用の助成に加え、今後は、企業の採用力向上と認知度向上に向けた取組の促進を図る必要があります。

### 一般職業紹介状況

区分	A		求職		有効 求人倍率 B/D 倍	就職件数 E 人	就職率 E/C %
	新規求人 A 人	有効求人数 B 人	新規求職者 C 人	有効求職者 D 人			
令和2年度	2,998	8,038	1,449	4,975	1.62	655	45.2
令和3年度	3,418	9,645	1,509	5,439	1.77	664	44.0
令和4年度	3,685	10,359	1,628	5,743	1.80	774	47.5
令和5年度	3,410	9,479	1,606	6,380	1.49	765	47.6
令和6年度	3,597	10,153	1,461	5,657	1.79	705	48.3

資料：ハローワーク糸魚川、商工観光課

## (2) その対策

### ア 農林水産業

#### (7) 農林水産業の活性化

- ・農業においては、安定した営農を継続するため、意欲的な農業者や新規就農者、また、地域農業の核となる法人などの生産組織の拡大と定着を目指します。
- ・鳥獣による農作物への被害の拡大防止を図るため、防護柵設置等の取組を支援します。
- ・農山村地域の活性化促進や農業生産の向上、農村地域の環境整備を図るため、農業生産基盤整備を推進します。
- ・林業においては、林業事業者の経営安定を図り、林業就業者の確保、育成及び定着を促進するとともに、施業・経営の集約化を推進し、効率的な林業生産活動を支援します。また、森林施業のコスト縮減を図るため、林道等の路網整備や高性能林業機械の導入支援により、計画的な造林・保育・間伐等を行い、健全な森林環境の整備を推進します。
- ・市内の伐期を迎えた人工林の利用促進や広葉樹の活用研究など地場産材の利用拡大を図ります。
- ・水産業においては、次世代を担う青年漁業者の育成強化と組織づくりを進め、経営の安定化と省力化を図るとともに、種苗放流事業の効率的な運営を推進し、地域の実態に即した魚種の増殖事業や将来にわたり持続できる経営体制づくりを

促進します。

- ・漁港機能の強化を図るため、地域の特性をいかした漁港施設の整備を推進するとともに、水揚げから出荷までの品質・衛生面での管理を行うため、衛生管理対策の取組を促進します。

- ・就業体験や食のイベント等による交流人口の拡大と農山漁村の活性化を促進します。

#### (イ) 地域物産開発と地産地消の推進

- ・農業においては、米の品質向上をはじめ、越の丸茄子、日本なし「新碧」など特産農産物の生産体制の拡大、品質の保持向上、販路拡大を支援します。

- ・林業においては、消費者ニーズを的確に把握し、川上・川中・川下の連携・協働による高品質・低コストの実現や消費市場の拡大に向けた取組を支援するとともに、木造・木質化の普及啓発を図り、効率的な地場産材の生産・保管・流通・加工体制の連携・強化を支援します。

- ・水産業においては、鮮度の保持、品質の向上による消費者に信頼される食材の提供や新たな水産加工品の開発、種苗放流事業等の取組を支援します。

- ・糸魚川産の食材を積極的に取り入れている飲食店・小売店を「糸魚川市地産地消推進店」に認定し、地産地消の取組を推進します。

- ・ジオの恵みである糸魚川産農林水産物の生産振興と消費拡大、高付加価値化等による収益性向上を図ります。

#### イ 鉱工業

- ・既存企業の活性化と競争力の強化を図るため、引き続き道路や港湾等の基盤整備を推進するとともに、新製品の開発、異分野への進出や業態転換など、企業の経営の革新を支援するため、産官学連携、農商工連携などの促進を図り、企業と大学をはじめとした国、県及び民間の経営・技術支援機関との連携強化に努めます。

- ・デジタル技術の活用（DX）や脱炭素化（GX）への対応、人材の確保・育成が今後の競争力確保の鍵となることから、行政や支援機関による伴走型支援体制の充実を図ります。

- ・新技術や新商品の開発を促進するため、見本市・展示会・商談会等への出展や参加を支援します。

- ・企業経営の安定のため、国の経営安定化施策の制度周知と景気状況に対応した制度融資の充実を努めるとともに、商工団体と連携し、企業と経営支援専門機関との連携強化の促進を図ります。

- ・企業の本社機能等の移転について提案、促進に努めるとともに、市内誘致企業への支援活動や、市出身者や企業の取引先などの縁やつながりを大切にして、既存企業の関連企業や新規企業等の立地に向けた情報収集を行い、継続的な誘致活動を展開します。

## ウ 商業

- ・商店経営を支援するため、商工団体と連携して、経営の安定化等に関する研修機会を提供するとともに、商業者が利用しやすい融資制度や支援の仕組みづくりを促進します。
- ・商店街の活性化を図るため、商店街団体等が実施する事業等に対して補助を行います。
- ・新たな商業への取組を促進するため、創業支援補助の充実を図るとともに、商店街の後継者対策のため、商工団体や金融機関等と連携して円滑な事業承継を支援します。
- ・市内消費の拡大と地域経済の循環促進のために、新たな決済サービスとしてデジタル地域通貨「翠ペイ」の利活用を推進します。

## エ 観光又はレクリエーション

### (7) 観光資源の活用と地域振興

- ・ユネスコ世界ジオパークのブランドをいかし、各観光資源を結び付けて観光の魅力高め、リピーターを増やす取組を促進します。また、県外及び県内の観光拠点との広域的な観光ルートの整備を促進し、交流人口の拡大を図ります。

### (4) 誘客・宣伝活動の促進

- ・観光PR活動を充実・強化するとともに、各種メディアやデータ分析等を活用して観光客のニーズに対応したより効果的な情報発信と誘客を行います。
- ・都市圏住民や旅行者に対する観光PR活動を実施します。

### (5) 受入態勢の充実

- ・市民が当市の歴史・文化・自然などのすばらしさを理解し、観光客に地域の魅力を発信できるようにするため、情報提供と意識啓発を図り、地域全体で観光客へのおもてなし向上を図る取組などを進め、ジオパークガイドの育成や案内の充実、観光施設の整備など受入態勢の整備に努めます。
- ・ワンストップ窓口としての観光協会の組織体制の充実を図り、観光ニーズに即した施設整備を進めるとともに、点在する観光資源を有機的に結びつけるための二次交通の整備に取り組みます。
- ・外国人の観光客が当市の観光を楽しめるように、様々な誘客活動を行います。

## オ 雇用環境

### (7) 雇用環境の整備

- ・勤労者福祉を増進するため、労働団体が行う相談活動や勤労者福祉活動を支援します。
- ・地元就職を促進するため、関係機関と連携し、市内外の就職希望者に対する市内企業の情報提供を充実させます。

・就労に制約がある方への就労機会を創出し、時間にとらわれない多様な働き方を推進します。

#### (イ) 人材の確保と育成の支援

・地元就職、U I ターン就職を促進するため、企業説明会の開催、企業見学会の実施及び企業でのインターンシップの受入れを促進し、市内企業に対し積極的な採用の促進を働きかけます。また、就職資金貸付制度の継続・充実に努めるとともに、関係機関と連携し、就職情報の提供を行います。

・国、県及び関係機関が実施する合同企業説明会や採用に係る支援制度の情報提供を行います。

・市内企業が求める技術を取得した人材を育成するため、職業訓練校の活動支援に努めるとともに、従業者の派遣研修や資格取得について支援します。

#### カ 他の市町村との連携

産業の振興施策の実施は、周辺市町村や姉妹都市などの都市交流を行う市町村との連携に努めます。

### (3) 計 画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	稲作振興事業 機械施設整備助成	団体	15,000
		園芸振興事業 施設整備助成	団体	7,000
		県営中山間地域農業農村総合整備事業 区画整理等（大洞地区、谷根・出地区、根知地区、湯川内第2地区ほか）	県	2,343,000
		県営経営体育成基盤整備事業 区画整理（東海地区、あわら地区、川島・坂井地区、田中・中条地区ほか）	県	1,292,000
		農業用施設整備事業 農道橋整備（西川原橋、厚田橋、岩野橋 ほか）	市	30,000
		農業水利施設点検調査・計画事業 ため池整備	市	735,000
		農村活性化施設管理事業 市振臨海公園、焼山の里ふれあいセンター ほか	市	42,000
	林業	作業道整備事業 森林作業道整備等	団体 市	7,500
		森林公園整備事業	市	21,500
		(2) 漁港施設	海岸保全施設長寿命化事業 市営漁港海岸	市
		漁港水域施設機能保全事業 市営漁港	市	76,000
	(5) 企業誘致	企業立地促進事業 企業用地取得助成	市	19,700

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業 蓮華温泉、高浪の池、親不知ビアパーク、マリンドリーム能生、曙橋 ほか	市
		グリーンメッセ能生整備事業	市
		シャルマン火打スキー場整備事業	市
		公園整備事業 能生海洋公園、名引山公園、美山公園ほか	市
		展望台周辺施設整備事業 展望台・地下通路の整備	市
		森林公園整備事業 大和川森林公園	市
		糸魚川真柏BONSAI・CSプロモーション事業	市
		(10) 過疎地域持続的発展特別事業	ジオパーク推進事業 各ジオエリアの解説板更新、修繕 内容：各ジオエリアの解説板更新、修繕 必要性・効果： 解説看板等の更新及び修繕をおこなうことで、ジオパークを活用した観光資源の連携と魅力づくりを行うことで、交流人口の拡大を図るとともに、地域の自立及び活性化を促進する。
	人材ゲット&ステップアップ促進事業 内容：資格受験料助成、大型運転免許等取得支援補助ほか 必要性・効果： 勤務者や学生等の能力開発・向上のため、国家資格や技能検定等の受験料や受講料を助成する。また、市内企業の人材を確保し、安定的な雇用の拡大を図るため、大型免許等の取得促進に取り組む企業に対し、教習料等の一部を補助する。		市 団体
	雇用促進事業 内容：企業説明会、企業見学バスツアー、インターンシップ促進補助等 必要性・効果： 若者への企業情報の発信を強化するため、市内企業の企業説明会等を支援します。		市

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
糸魚川市全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

利用者ニーズを検証し、適切なサービスと施設規模を確保するとともに、中長期的に必要な施設は、機能・設備の充実を図ります。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

市内全域において、高速インターネット利用環境を整備するとともに、地上デジタル放送難視聴が解消されました。今後は、施設及び機器を計画的に更新する必要があります。

市内全域の住民や企業が情報通信技術の恩恵を享受できるようにするため、利便性の高い行政情報や行政サービスの提供システムを構築し、地域公共ネットワーク等の利活用を促進することが課題となっています。行政情報を迅速に広く配信するため、スマートフォン等を活用した情報手段の活用を進める必要があります。

交流人口の拡大促進に向けて、ジオサイトや観光施設等の携帯電話不感地区の解消と居住地区の携帯電話感度不良の改善を進める必要があります。

### (2) その対策

- ・地域コミュニティ活動及び情報伝達を安定的に行うため、有線テレビ放送設備及び機器の計画的な更新を行います。
- ・多様なネットワークを利用し、防災やコミュニティ情報、各種行政手続等の利便性の高い行政情報や行政サービスを提供します。
- ・携帯電話不感地区の解消を推進します。

### (3) 計 画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	有線テレビ施設整備事業	市
		情報通信施設整備事業	市
	有線テレビジョン放送施設 防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業	市
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	デジタル活用推進事業 内容：統合型地理情報システム共用地形図の整備 必要性・効果： 統合型地理情報システムの共用地形図を整備することにより、市民と行政の情報の共有化を進め、幅広い分野で利活用し利便性の向上を図る。	市

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

定期的に点検、診断等を実施し、その履歴を蓄積し、老朽化対策に活用するとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 市道及び国・県道等

当市の東西方向には日本海沿いに一般国道 8 号が走り、これと並行して北陸自動車道が整備されており、南北方向には当市と長野県大町市を結ぶ一般国道 148 号が走っています。これらの幹線道路は、市民生活はもとより、地域間交流や経済活動の動脈として大きな役割を担っています。

一般国道 8 号は、国道 8 号糸魚川東バイパスの一部（梶屋敷～押上間）が供用されましたが、間脇～梶屋敷間はいまだ迂回路もなく、越波や交通事故等により長時間にわたり全面通行止めが発生するなど、市民生活や社会活動に多大な影響を与えていることから、糸魚川東バイパスの早期の全線完成が求められています。

また、青海～親不知間は、雨量事前通行規制区間が存在し、北陸自動車道との同時通行規制による集落等の孤立や、洞門等主要構造物の老朽化等の課題を抱えていることから、別線ルートによる抜本的な対策が必要であり、親不知道路の早期の工事着手が求められています。

一般国道 148 号は、観光、物流面において、長野県のみならず首都圏、中京圏と北陸圏を結ぶ重要な路線であります。異常気象時の通行規制区間が依然として残っており、更なる整備が必要であるとともに、抜本的な対策として松本糸魚川連絡道路の整備が急務であり、事業化に向けた取組を精力的に進める必要があります。

県道は、市内の主要地域を結ぶ重要な幹線道路であり、市民生活と地域経済活動にとって不可欠な機能や役割を担っているため、未改良区間の早期整備が必要です。

市道は、これらの幹線道路と市内各地域・集落を結ぶほか、集落内道路及び集落間道路として道路交通網を形成し、市民生活を支えています。

市内の主要幹線道路でもある広域農道や集落間道路には未整備区間があり、地域産業の活性化や集落間の連携、観光アクセス等に支障があるため、市内の各地域を結ぶ主要幹線道路や市民生活に密着した市道など、便利で安全な道路網の体系的な整備が求められています。

市道橋については、令和 7 年度現在、535 橋の管理を行っており、うち 50 年以上経過した高齢橋りょうは 45% ありますが、20 年後には 84% となります。今後、橋りょうの補修費用が急増することが予想され、橋の適切な管理と長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的な修繕対策が必要となります。また、トンネル等においても、経年劣化や損傷が進んでおり、計画的な補修が必要となっています。

都市計画道路については、令和元年度末現在 21 路線約 36.4km が都市計画決定されており、市街地の交通の円滑化、防災機能の確保、住宅環境の向上を図っています。平成 25 年度には計画から長期未着手となっていた路線の見直しを行い、令和元年度末現在の完成延長は約 29 km、完成率は約 80.6% となっています。計画継続となった未着手路線については、引き続き整備を進める必要があります。

農道・林道は、農林産物の生産性向上と経営の合理化のためには欠くことができず、

また、交通需要の変化や集落間の移動に対応するための重要な道路ですが、当市は山間急傾斜地が多いため、建設費がかさみ、その整備に長期間の年月を費やしています。

農道橋・林道橋については、令和7年度現在、70橋の管理を行っており、うち50年以上経過した高齢橋りょうは22.9%ではありますが、20年後には75.7%となります。

今後、橋りょうの補修費用が急増することが予想され、橋の適切な管理と長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的な修繕対策が必要となります。また、トンネル等においても、経年劣化や損傷が進んでおり、計画的な補修が必要となっています。

令和6年度末の整備状況は、農道は492路線257,384m、林道は68路線228,535mですが、舗装率が農道では45.5%、林道では66.8%といずれも低いため、大雨や融雪時には路面流出がみられ、早期の舗装が望まれています。

広域農道は山間地に点在する農地や集落間を有機的に結ぶ道路として、また、広域基幹林道は広域的な森林開発や国県市道の迂回路機能として大きな期待がかけられています。

姫川港は、海上物流の拠点として地域産業の発展とともに資源循環型社会の構築に大きな貢献をしています。今後もより一層の企業の利用促進及び大規模な自然災害にそなえた港湾機能の強化が必要となっています。

## 道路の整備状況

管理区分	道路種別	実延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)	舗装済延長(km)	舗装率(%)
国	一般国道	49.4	49.4	100.0	49.4	100.0
県	主要地方道	24.04	24.04	100.0	24.04	100.0
	一般県道	1.17	1.17	100.0	1.17	100.0
		129.95	102.31	78.7	127.15	97.8
市道		843.63	437.83	51.9	608.72	72.2
合計		1048.19	614.75	58.6	810.48	77.3

資料:建設課(令和6年度末、一般県道は令和5年度末)

## 姫川港の貨物取扱量の状況

(単位:t)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
輸・移入	1,698,281	1,573,030	1,533,619	1,465,135	1,149,156	1,082,330
輸・移出	2,843,335	2,623,069	2,488,575	2,294,184	2,071,486	1,559,145
計	4,541,616	4,196,099	4,022,194	3,759,319	3,220,642	2,641,475

資料:商工観光課

## イ 交通確保対策

鉄道については、北陸新幹線金沢～敦賀間が令和6年3月に開業しましたが、北陸地域と関西・関東地域を結ぶ北陸新幹線の全線開通は、当市の発展に極めて重要な役割を担うものであり、フル規格での早期全線整備に向けた運動を展開していかなければ

ばなりません。

えちごトキめき鉄道及びJR大糸線は、高校生を中心とする通学者等の日常生活に欠かせない輸送機関となっていますが、モータリゼーションの進展と沿線人口の減少等により利用客が減少しております。えちごトキめき鉄道については、生活利用に加え観光利用も含めた地域との連携により、また、JR大糸線については、長野県側との連携による観光利用の強化により、利用促進と利便性の向上を図る必要があります。

路線バスにおいても、鉄道同様に利用者数が減少していますが、利用者の声を反映したダイヤの改正など、利便性と効率性の向上に向けた取組を事業者と連携しながら進めており、また、路線バスが運行していない地域においては、コミュニティバスや乗合タクシーの運行を実施して移動手段の確保に努めています。路線バス、コミュニティバス及び乗合タクシーは、いずれも、利用者のニーズに対応した運行形態が求められており、これらの利用促進を図るとともに、地域住民が公共交通を守り育てる意識の醸成も必要となっています。

当市の中山間地域は多雪地帯であり、積雪が市民生活や地域経済、社会活動に大きな影響を及ぼしており、とりわけ冬期間の交通の確保は、地域社会の安定を図る上で重要な課題となっています。このため、今後とも道路除雪、融雪施設の整備など道路交通の確保をはじめ、地域ぐるみの克雪対策に力を入れるとともに、中山間地域や建物密集地域など、状況に応じた冬期間の交通確保対策に努めなければなりません。

## (2) その対策

### ア 市道及び国・県道等

#### (7) 広域幹線道路網等の整備

- ・環日本海時代の交流進展と北陸新幹線敦賀延伸による拠点性を高め、首都圏、中京圏と北陸圏を結ぶ交通網の整備を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期整備と、国道8号の糸魚川東バイパス、親不知道路の整備促進に向けた取組を強化します。
- ・幹線道路に接続する市内の交通ネットワークを維持し、利便性が高く安心して暮らせる日常生活の確保、点在する観光地へのアクセス機能の向上、生産活動の活性化等を図ります。

#### (4) 市道等の整備

- ・計画的に道路交通網を整備するため、交通ネットワークビジョンに基づき、広域幹線道路網の整備と合わせ、農道及び林道も含めた市域全体にわたる体系的・計画的な道路整備を推進します。
- ・都市計画道路においては、姫川港と松本方面とのアクセスの改善を図ります。
- ・市民生活に密着した便利で安全な交通を確保するため、道路の防災対策や冬期間の交通確保、また、交通安全施設の整備及びバリアフリーを考慮した道路の整備を進めます。
- ・修繕費の平準化や、コストの縮減を図るため、「予防保全型」管理に移行した

橋りょうやトンネル等の道路施設の適切な維持管理の手法として包括的民間委託を導入し、計画的な整備を進めます。

#### (ウ) 港湾の整備

- ・物流拡大による地域の産業振興と資源循環型社会に大きな役割を果たす姫川港の港湾施設整備を促進するとともに、国が進めるサーキュラーエコノミーポート（循環経済拠点港湾）に向け機能の強化を図ります。
- ・埠頭用地不足を解消するため、背後地の利用計画を策定し、姫川港の利用拡大を図ります。

#### イ 交通確保対策

- ・地域発展のため、敦賀以西の北陸新幹線フル規格での全線整備、開通に向けて関係機関へ働きかけます。
- ・えちごトキめき鉄道及びJR大糸線については、市民の利用促進、利便性の確保に努めるとともに、沿線自治体や鉄道事業者と連携した観光利用の強化に向けた取組を進めます。
- ・令和3年3月に開業したえちご押上ひすい海岸駅周辺のまちづくりを見据えた取組を進めます。
- ・地域の暮らしの足を確保維持するために、地域公共交通計画に基づき、生活交通の確保維持に必要な支援のほか、公共交通の担い手の確保、自動運転やMaaS、キャッシュレス設備の導入をはじめとする新技術・デジタル技術の実装による交通DX、社会の要請に応える車両への転換をはじめとする交通GXの推進を通じて、公共交通の利便性・生産性・持続可能性を高める取組を進めます。あわせて、自家用有償旅客運送の活用や地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用を含む、地域の支え合いによる共助型の移動サービスの実現に向けた仕組みの構築やオンデマンド交通を活用し、誰もが自由に移動できる地域の実現を目指す取組を進めます。
- ・冬期間の交通確保のため、除雪機械等の整備・更新、既存融雪施設の適正な維持管理を行うとともに、山間地集落における幹線沿いの共同駐車場の整備支援など総合的な冬期間の交通確保対策を推進します。

## (3) 計 画

## 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道仙納筒石線	市
		市道能生浜通り線	市
		市道大和川海浜線	市
		市道田屋見取線	市
		市道大原5号線	市
		市道成沢川島線	市
		市道大排水路線	市
		市道湯川原線	市
		市道押上竹ヶ花線	市
		市道汐見線	市
		市道蓮台寺線	市
		市道大野糸魚川1号線	市
		市道火打山梨の木線	市
		市道平山線	市
		市道西山線	市
		市道東平線	市
		市道糸魚川押上線	市
		市道港南明星線	市
		市道京ヶ峯中央線	市
		市道根小屋栗山線	市
	市道能登観歩道線	市	
	市道蓮華線 ほか	市	
	融雪施設整備	市	
橋りょう	長寿命化修繕事業 山王橋、下倉宮下橋、虫川橋、田海中川原橋、大雲寺陸橋、市振跨線橋ほか	市	
その他	道路ストック修繕事業 道路、橋りょう照明灯のLED化	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(2) 農道	農業用施設整備事業 農免農道保全対策工事 須川下倉線	市
		農道橋保全対策事業 保全対策（厚田橋、岩野橋ほか）	市
	(3) 林道	県営林道開設事業 放山線、海沢線	県市
		市営林道開設改良事業 高浪線、寺山平線、俎山線、梶山線、大久保線、橋立上路線、山姥線、須川線 ほか	市
		林道施設保全対策事業 山之坊線 2号沢橋、入山線落石防護柵、入山線大菱橋ほか	市
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設	えちごトキめき鉄道支援事業	法人
		えちごトキめき鉄道設備大規模更新支援事業	法人
	(8) 道路整備機械等	除雪機械整備事業	市
		克雪地域づくり除雪機貸与事業	市
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	生活交通確保対策事業 内容：路線バス運行費、コミュニティバス運行助成、車両購入費助成ほか 必要性・効果： 通学や通院等の市民生活に不可欠な生活交通を確保するため、運行費助成等により生活交通の維持を図る。	市

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

定期的に点検、診断等を実施し、安全確保に努め、点検、診断等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。また、長寿命化計画により、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

令和6年度末における水道普及率は99.1%に達しており、全市を対象とした水道施設整備はほぼ完了しています。今後は、経年劣化や地震対策のため、計画的な施設の更新が必要です。また、災害時における水道施設の被害と市民生活への影響を最小限に抑える対応力の強化が求められています。

市域の大半が中山間地域であるため、地区ごとに公営、組合営等による水道事業が営まれ、区域ごとに水道料金が異なり、施設管理の水準にも差が生じています。

また、組合営等の水道区域では、人口減少と高齢化が更に進み、給水収益の減少による経営の悪化、施設管理や水質管理の低下が危惧されており、将来にわたって安心して暮らせる生活を確保するためには、地域の実態にあった支援が必要となっています。

#### 水道の給水状況の推移

区分	総人口 (人)	給水人口 合計 (人)	上水道 (人)	公営 簡易水道 (人)	組合営 簡易水道 (人)	専用水道 (人)	飲料水 供給施設 (人)	普及率 (%)
平成17年度	50,807	49,824	37,176	6,186	4,623	330	1,509	98.1
令和2年度	41,010	40,583	32,006	8,267	61	130	119	99.0
令和3年度	40,171	39,751	31,493	8,006	61	130	61	99.0
令和4年度	39,377	38,966	31,006	7,724	59	120	57	99.0
令和5年度	38,419	38,009	30,394	7,405	53	120	37	98.9
令和6年度	37,617	37,274	29,899	7,159	53	118	45	99.1

資料:ガス水道局

#### イ 下水道施設

昭和63年3月に能生地域で公共下水道の供用が開始されて以降、各地域で公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水が供用開始となり、個別処理方式の浄化槽を合わせた令和6年度末現在の汚水処理人口普及率は96.8%、水洗化率は98.0%となっています。

公共下水道の面的整備はおおむね完了しましたが、市街地の宅地化や開発行為等に伴う整備が今後も必要です。また、集合処理区域外においても公共浄化槽の普及促進に努め、引き続き公共水域の水質保全や住環境の向上を図る必要があります。

供用開始から30年以上が経過し、下水道処理場をはじめとする施設の老朽化に伴う故障等により修繕費用の増加が見込まれるため、計画的な施設の更新や適正な維持管理が必要です。

近年、国内では大規模な地震が発生しており、下水道施設が被災した場合、公衆衛生や生活環境など市民生活に重大な影響を及ぼすため、施設の耐震対策を図る必要があります。

浸水防除の面では、市街地における農地の宅地化など土地利用状況の変化に対応し

た雨水排水施設の整備が求められています。

### 汚水処理施設の普及状況の推移

区分	総人口 (人)	処理人口 合計 (人)	公共 下水道 (人)	農業集落 排水 (人)	漁業集落 排水 (人)	合併 浄化槽 (人)	普及率 (%)
平成17年度	50,807	44,725	36,833	2,380	1,876	3,636	88.0
令和2年度	41,010	39,457	34,324	1,584	594	2,955	96.2
令和3年度	40,171	38,697	34,968	278	558	2,893	96.3
令和4年度	39,377	37,986	34,333	272	530	2,851	96.5
令和5年度	38,419	37,126	33,603	271	503	2,749	96.6
令和6年度	37,617	36,401	32,973	268	479	2,681	96.8

※平成23年度までは外国人を含まない。

資料: 下水道処理人口普及率調査

※合併浄化槽の利用人口は、下水道及び集落排水施設を利用できる区域外での利用人口。

### ウ 環境保全と資源循環社会

当市は、2つの国立公園と3つの県立公園をはじめ、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。しかし、ごみの不法投棄や外来種の移入などによる良好な自然環境を損なう行為や現象が見受けられ、自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいの推進などにより、自然環境の保全に向けた新たな取組が求められています。

ごみの減量化と再資源化に対する人々の関心の高まりにより、市民1人当たりのごみ処理量はほぼ横ばい状況で推移していますが、市、市民及び事業者の連携の下にごみの排出抑制及び再利用によるごみの減量化と適正処理を推進し、更なる減量化に努めていく必要があります。

ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場及びし尿処理施設の安定的な施設の稼働と適正処理に努めていく必要があります。

し尿処理施設については、公共下水道等の普及や人口減少により処理量が年々減少していくため、効率的な運営に向けた整備が必要です。

快適な生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動、悪臭などの実態把握に努めていく必要があります。

一方、ツキノワグマなどの野生動物が人家付近に出没するようになり、人的被害が懸念されるため、効果的な被害防止策の構築を図る必要があります。

また、市内にある2つの斎場は、糸魚川市斎場については適正な管理と計画的な改修により、長寿命化を図る必要があります。能生火葬場については老朽化が著しく、令和8年度末をもって廃止することとなっています。

当市の中山間地域は多雪地帯であり、積雪が市民生活や地域経済、社会活動に大きな影響を及ぼしています。高齢者世帯の増加に伴い、自宅から公道までの除雪や屋根雪処理が困難な世帯が増加しており、特に中山間地域における地域社会の安定を図る

上での課題となっています。

さらに、雪を利活用した産業、観光の振興やレクリエーション活動等の実施により、誘客や健康づくりの推進が必要となっています。

### ごみ処理状況の推移

区 分	処理計画 人口(人)	処理人口 (人)	年間 総排出量(t)	年間 総収集量(t)	内訳(t)		
					可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
平成17年度	50,807	50,807	19,734	19,734	13,975	1,281	4,478
令和2年度	41,783	41,783	15,782	15,782	12,338	504	2,940
令和3年度	41,010	41,010	15,534	15,534	12,268	463	2,803
令和4年度	39,963	39,963	15,208	15,208	12,156	386	2,666
令和5年度	39,057	39,057	14,318	14,318	11,440	360	2,518
令和6年度	38,176	38,176	13,952	13,952	11,411	223	2,318

資料：環境生活課

### エ 消防防災・防犯

当市は、脆弱な地質と急峻な地形のため、土石流災害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて波浪災害や新潟焼山による火山災害の危険性も抱えています。市民の生命や財産を守るため、国、県、企業等と連携し、迅速かつ的確に対応できる消防・防災などの危機管理体制づくりと日常の備えが必要です。

近年の災害は、強大な台風や線状降水帯などの影響により、激甚化する傾向があり、早めの避難行動や災害時避難行動要支援者への対応など、市民・地域が一体となった自助・共助の取組の推進が求められるほか火災予防等の消防力の強化と迅速かつ的確な消防活動が必要となっています。

また、核家族化、過疎化、高齢化等の進展により、これまで地域社会が持っていた犯罪抑止機能の低下と、子どもや高齢者などのより弱い立場の人に対する被害への不安が強まっています。防犯組合連合会を中心とした、地域、家庭、各種団体などとの地域防犯ネットワークの充実を図りながら、防犯意識の醸成や、学校や地域の防犯パトロール強化、迅速な情報提供と啓発、事後対策など安全・安心な環境整備に取り組む必要があります。

## 自主防災組織の組織率

区分		平成17年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	組織率(%)	21.5	86.9	87.6	86.8	88.6	88.7
	組織数	22	81	81	82	83	83
	世帯数	3,759	15,067	15,116	14,905	15,167	15,053
うち 能生地域	組織数	13	38	38	39	39	39
	世帯数	975	2,649	2,627	2,650	2,631	2,595
うち 糸魚川地域	組織数	9	33	33	33	33	33
	世帯数	2,784	10,512	10,528	10,281	10,313	10,273
うち 青海地域	組織数	0	10	10	10	11	11
	世帯数	0	1,906	1,961	1,974	2,223	2,185

資料: 消防本部(各年4月1日現在)

## 消防力の状況

区分	消防職員数(人)	消防団員数(人)	消防ポンプ自動車(台)					その他の車両(台)			
			普通車	水槽付	はしご付	化学車	水槽車	その他	救急車	指揮車	救助工作車
平成17年	93	1,165	4	3	1	1	1	7	5	1	1
令和2年	90	1,001	4	2	1	1	1	8	5	2	1
令和3年	91	959	4	2	1	1	1	7	5	2	1
令和4年	90	923	4	2	1	1	1	7	5	2	1
令和5年	91	881	4	2	1	1	1	7	5	2	1
令和6年	90	849	4	2	1	1	1	5	6	2	1

区分	小型動力ポンプ付積載車(台)	その他のポンプ(台)	水利施設(箇所)			
			消火栓		防火水槽	ブール井戸等
			地上式	地下式		
平成17年	78	5	329	137	329	34
令和2年	75	6	551	156	350	23
令和3年	74	5	557	156	351	23
令和4年	72	5	554	156	353	23
令和5年	72	5	554	156	354	23
令和6年	71	5	555	155	354	23

資料: 消防本部(各年4月1日現在)

### オ 住宅・宅地の整備

当市は、市営・県営・若者世帯向け等を含めて約 480 戸の公営住宅等を有していますが、人口減少等の社会状況の変化により入居率が約7割に通減しており、各住宅の住民コミュニティの希薄化や空き住戸の取扱い等が課題であります。また、老朽化による修繕費が増加傾向にあり、計画的な大規模修繕や補修等が必要となっています。

一方、近年大地震が多く発生している状況から、建物の耐震性に対する関心が高まっており、当市でも公共施設をはじめ住宅の耐震化に取り組んでいく必要があります。

### カ 未利用公共施設の管理

老朽化に伴う移転や少子化・過疎化の進行による学校その他公共施設の統廃合等により、未利用の公共施設が増加していることから、倒壊や飛散、火災、防犯等を未然に防止するため、未利用公共施設を適正に管理する必要があります。

## (2) その対策

### ア 水道施設

- ・安全で安定した水を供給するため、施設の健全度や耐震性、重要度、耐用年数を考慮した計画的な更新や耐震化を推進します。
- ・小規模水道など、人口減少が著しい地区の水道経営や施設管理を支援します。
- ・お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金や経営状況、水質の安全性に関する情報の公開を推進します。

### イ 下水道施設

- ・公共水域の水質保全のため、公共下水道区域内においては市街地の道路整備や開発行為等に併せて汚水管渠を整備し、集合処理方式以外の区域においては公共浄化槽の普及拡大に努めます。
- ・下水道施設の耐震化や予防保全的な改築更新により、施設の強靱化と維持管理の適正化に努めます。

### ウ 環境保全と資源循環型社会

#### (7) 自然環境の保全

- ・自然環境を保全するため、広報活動により糸魚川ジオパークや国立公園等の優れた自然風景地の保護に対する関心と理解を促進し、不法投棄監視などの強化やオーバーツーリズムの防止を図ります。
- ・自然の豊かさを体感してもらうため、観察会等により自然とのふれあいを促進し、自然との共生についての市民意識の高揚に努めます。

#### (4) 循環型社会の形成

- ・ごみの減量化と資源リサイクルを促進し、当市の自然及び生活環境を保全するため、省エネルギーや環境に配慮したライフスタイルの普及・促進を図ります。
- ・ごみ処理施設の、一般廃棄物最終処分場及びし尿処理施設の安定的な施設の稼働と適正処理を図ります。
- ・し尿処理施設の長寿命化計画に基づき、機器の更新・修繕を行い施設の延命化を図り効率的な運営に努めます。

#### (4) 生活環境の充実

- ・快適な生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動、悪臭などの実態を把握するとともに、環境保全に対する市民意識の高揚と行動する市民の増加に努めます。
- ・野生動物による人的被害を防止するため、野生動物に対する市民意識の向上と捕獲体制整備に努めます。
- ・糸魚川市斎場については適正な管理と計画的な改修により、長寿命化を図りま

す。また、老朽化が著しい能生火葬場については令和8年度末をもって廃止し、解体・撤去することとします。

#### (イ) 克雪・利雪のまちづくり

- ・誰もが住み慣れた地域で暮らせるようにするため、各集落や各地区における助け合いによる共同除雪体制の促進を図り、高齢者世帯等で自力での除雪等が困難な世帯への除雪支援を推進します。
- ・冬期間の入込客の増加や市民の健康増進を図るため、スキー場などを活用し、雪を利活用したイベントやレクリエーションを行います。

### エ 消防防災・防犯

#### (ア) 防災・危機管理の推進

- ・災害に強いまちづくりに向けて、防災行政無線の適正な維持管理及び更新とともに、既存の無線システムのほか、IP無線などを活用した通信経路の多重化を図ることで確実な情報伝達に努め、多様な災害に対応します。また、地域防災計画に基づいた避難場所等の確保や避難路の整備、要配慮者に対する支援や自主防災組織の活動の活性化など、地域防災力の向上と防災対策の充実に努めます。

#### (イ) 消防・救急体制の充実

- ・消防団の充実と強化を図るため、消防団の拠点化などの組織体制の整備と施設・装備を充実させるとともに、地域、事業所の協力により団員の確保に努めます。
- ・消防水利の充足率の低い地域の解消を図るため、消火栓及び地震に強い耐震性貯水槽の整備に努めます。
- ・消防車両の更新と救助資機材の整備を行い、万全な消防救急活動に備えます。
- ・応急手当の知識・技術の普及と心肺停止傷病者の救命率向上を図るため、市民の応急手当指導員及び応急手当普及員の育成を行うとともに、小中学校や高等学校、地域、事業所と連携し、AED（自動体外式除細動器）の設置促進と応急手当講習会等の開催により市民への知識・技術の普及に努めます。
- ・救急体制の高度化を図るため、高規格救急車の更新及び高度救命処置用資機材の配備を推進するとともに、救急医療機関との連携強化に努め、救急体制の高度化を図ります。
- ・全救急隊に救急救命士の複数配置を行うとともに、救急救命士を含む救急隊員の資質の向上を図ります。
- ・消防活動を円滑に実施するため、指令システム、無線システムの整備に努めます。

#### (ウ) 防犯・交通安全対策の充実

- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯組合連合会を核とし

て、市民一人一人の防犯意識を高めるとともに、地域防犯団体や警察署、学校等と連携を図りながら、地域住民による通学路等の防犯パトロールや不審者対策など「地域の安全は地域で守る」活動を展開します。

- ・交通事故防止のため、交通安全運動、交通安全思想の普及啓発、道路交通環境の整備等について、警察や交通安全協会など関係機関等と連携し、交通情勢の変化に対応した交通安全対策を推進します。

- ・交通事故防止や犯罪防止を図るため、街路灯の設置及び更新を促進します。

#### オ 住宅・宅地の整備

- ・物価高等による住宅困窮者や単身世帯の増加など、住宅のセーフティネットとして公営住宅の果たす役割は重要性を増すことから、計画的な長寿命化修繕を実施するとともに、若者世帯向け・高齢者向け住宅や目的外使用など空き住戸の利活用を図ります。

- ・地震災害における住宅の被害を軽減するため、住宅の耐震診断や耐震補強等を支援します。

- ・公園施設長寿命化計画に基づき、経年劣化した公園施設のリニューアルを行い、安心して利用できる施設整備に努めます。

#### カ 未利用公共施設の管理

- ・地域住民の安全・安心の確保の観点から、倒壊や飛散のおそれがある等、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設については、解体撤去を行うとともに、有利な財源の確保に努めます。

### (3) 計 画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道	水道施設整備事業	市
		簡易水道施設整備事業	市
	(2) 下水処理施設 公共下水道	汚水幹線築造事業	市
		汚水枝線築造事業	市
		汚水処理施設更新事業	市
		汚水処理施設更新事業（集落排水）	市
	その他	浄化槽整備事業	市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理・し尿施設 その他	し尿処理施設整備事業	市
		斎場管理運営費（糸魚川市斎場大規模改修事業） 内容：施設修繕及び空調・屋上防水等の設備の改修等 必要性・効果： 適正な管理と計画的な改修により、長寿命化を図る。	市
		斎場管理運営費（能生火葬場解体工事） 内容：能生火葬場の解体・撤去 必要性・効果： 火葬場という特殊な施設であるため、安心・安全・環境への配慮を最優先に工事を実施する。	市
	(5) 消防施設	消防水利整備事業 防火水槽、消火栓	市
		消防団施設整備事業 消防団格納庫整備	市
		消防車両等整備事業	市
		消防団積載車整備事業 小型動力ポンプ付積載車	市
		救助資機材整備事業	市
		高機能指令システム・無線システム更新事業	市
		(6) 公営住宅	市営住宅長寿命化事業
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	自主防災組織育成事業 内容：資機材購入、訓練活動費等の補助 必要性・効果： 防災活動の資機材購入や訓練活動への助成、リーダー研修等を開催することで、自発的な防災組織の結成、育成を促進し、地域防災力の向上を図る。	市
		鳥獣対策事業 内容：狩猟免許取得助成、有害鳥獣捕獲等業務委託等 必要性・効果： 狩猟免許取得費用等を助成することで、有害鳥獣捕獲の担い手を育成し、有害鳥獣の個体数を調整し、人的被害の阻止及び農作物被害の減少を図る。	市
		防災・防犯 街路灯等設置事業 内容：街路灯のLED化の推進 必要性・効果： 生活道路の街路灯設置を助成することで、交通事故防止や不審者対策に対する防犯を高め、犯罪のない安全安全な生活環境を確保する。	市
	(8) その他	緊急防災・減災事業	市
		河川排水路改修事業	市

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

消防団施設は拠点化計画により再編を進め、公営住宅は長寿命化計画により長寿命化を図り、中長期的なコストの縮減、平準化を目指します。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉

当市の就学前児童数は、年々減少傾向にあり、令和2年国勢調査の総人口に占める割合は3.2%となっています。少子化の進行は社会経済を支える生産年齢人口の減少を招き、地域社会の活力を低下させることが予想され、子ども一人一人の健やかな成長を基本として、安心して産み育てられる環境づくりが求められています。

当市における核家族世帯の割合は、令和2年国勢調査では全世帯の53.7%で、就労環境の変化などに対応した一時保育や延長保育、ファミリーサポート事業、学童保育、児童館の拡充が求められています。

また、保育園および幼稚園では、少子化の進行により園児数が減少しており、集団保育の継続が難しく、社会性の育成や多様な体験の提供など、質の高い教育・保育の実施に支障が出る可能性があります。また、園舎の老朽化が進み、安全性や衛生面での課題も生じており、持続可能な保育環境の整備が急務となっています。加えて、保育士や教職員の確保が難しい状況にあり、保護者の多様なニーズに対応する柔軟な保育体制の整備も求められています。さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てを支える機能が低下しており、保護者が育児に不安や孤立感を抱えるケースも増えています。児童虐待などにつながるリスクも指摘されており、気軽に相談できる体制の構築が重要な課題となっています。

次世代を担う子どもたちは、地域の宝であり、子育て世帯の経済的負担の軽減、生活リズム改善の取組を中心とした親子の健康確保や家庭での子育て支援の充実、保育園・幼稚園はもとより、学校、地域、企業、家庭及び関係機関で連携した取組が求められており、子ども一貫教育方針の下、子ども・子育て支援事業計画を推進し、地域全体で子どもを育むことが大切です。

#### 就学前児童数（0～5歳児）の推移

区分	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	61,488	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765
0～5歳児（就学前児童）数	4,940	3,221	2,781	2,562	2,233	2,013	1,629	1,309
就学前児童の比率（%）	8.0	5.7	5.1	4.8	4.5	4.2	3.7	3.2

資料：国勢調査

#### イ 高齢者福祉

当市の65歳以上の高齢者数は平成30年をピークに減少に転じており、令和2年国勢調査では高齢化率は40.0%となっています。また、高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者世帯は増加、要介護及び要支援者は減少傾向にあります。

介護保険制度は、国において定期的な見直しをなされ、介護予防活動に重点を置くとともに、地域における包括的な支援体制を強化するため、当市でも中核機関として地域包括支援センターを設置しています。

要介護状態になっても、ニーズや状態の変化に応じて、適切なサービスが受けられ

るよう介護保険制度の安定的な運営を図っていく必要があります。

高齢者が生涯住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって、自立した生活を送るためには、高齢者の社会参加のための環境づくりや地域内で支え合う互助の体制づくりが必要であるとともに、高齢者の安否確認など、介護保険制度外の在宅福祉サービスの充実も求められています。

高齢者福祉施設は、今後の介護保険料への影響が大きいことや2040年以降は要介護及び要支援認定者が急減する見込みであることから、施設の新設や増設よりも大規模修繕による長寿命化や定員縮小も含めた施設改修、施設統合も視野に整備の方向性を定める必要があります。

また、高齢化の更なる進展により、高齢者をはじめとする交通弱者への公共交通支援、とりわけ通院手段の確保が求められています。

### 高齢者数の推移

区 分	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	61,488	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765
65歳以上人口（人）	8,183	10,912	12,762	14,402	15,379	15,702	16,404	16,296
うち 一人暮らし人口（人）	357	706	1,082	1,349	1,666	1,949	2,196	2,577
一人暮らし人口の65歳以上人口に占める割合（%）	4.4	6.5	8.5	9.4	10.8	12.4	13.4	15.8
高齢化率（%）	13.3	19.2	23.3	27.2	30.9	32.9	37.1	40.0

資料：国勢調査

### ウ 障害者等福祉

障害者が、安全に安心して生活を送るためには、障害のある人もない人も、地域の中でお互いに尊重しあい、生き生きと社会活動に参加することができるよう、家族に対するケアを含めた継続性のある相談支援体制を強化し、就労支援や日中活動の場の提供、住まいの確保など福祉サービスの充実を図ることが重要です。

### エ 市民の健康増進

若い世代から肥満や脂質異常症などの生活習慣病が増加しており、発症予防とあわせ重症化予防の取組が大きな課題となっており、食事を中心とした生活習慣の改善だけではなく、運動を取り入れた健康づくりが必要となっています。健康づくりを目的とした教室への参加者は増加し、健康づくりに対する意識はますます高まっており、健康づくりセンターを拠点として、地区公民館などでの事業の充実と、指導者の育成・確保が必要となっています。

市民一人一人が自分の健康は自分で守り、つくることを基本とした、意識づくりときっかけづくりを推進する必要があります。

各種健康診査の受診率向上を図り、これまで以上に生活習慣病の発症や重症化を予防する取組を進めるとともに、早期発見、早期治療を推進していく必要があります。

さらに、高齢者の自殺者が多いことから、関係機関や地域が一体となって予防対策を推進していく必要があります。

## (2) その対策

### ア 児童福祉

- ・育児相談や乳幼児の親子交流の場の提供などを行う地域子育て支援センターやファミリーサポート事業などを推進し、保育園・幼稚園、学校、地域、企業、家庭が連携し、地域社会全体で子育てを支援する体制を充実します。
- ・社会環境の変化に伴う保育需要の多様化に対応するため、園の適正配置と公立保育園の民営化を進めるとともに、延長保育、一時保育等の特別保育、休日保育、病児保育、学童保育などによる保育サービスの充実を図ります。また、子育て支援センターや能生児童館などの親子の居場所を維持し、子育て支援の拠点を強化します。
- ・子育てしやすい雇用環境づくりのための意識啓発を行い、子育てと仕事が両立できるように企業の理解と協力を求めます。
- ・子どもの医療費を無償化し、保育料や予防ワクチン接種費等の軽減を図るとともに、子育て支援施設や保育施設の配置と整備を総合的に検討し、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備を推進します。

### イ 高齢者福祉

#### (7) 高齢者福祉の充実

- ・介護保険制度の安定的な運営を図り、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で共に支え合う仕組みづくりを推進します。
- ・住み慣れた地域での暮らしを支援するため、各種在宅福祉サービスを充実するとともに、路線バスやタクシー利用料金の一部を助成することで高齢者の外出を支援します。
- ・在宅生活が困難となった高齢者や介護者のニーズに対応するため、施設整備の方針を定め、施設サービスの維持・充実を図ります。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、フレイル（高齢者の虚弱状態）予防対策を強化します。
- ・介護従事者を確保するため、就学資金貸与や資格取得のための受講料等を支援します。

#### (4) 高齢者生きがいづくりの充実

- ・高齢者の生きがい対策として、老人クラブ活動や地域ボランティア活動、子どもや若者との世代を超えた交流活動など、地区自治会等と連携しながら、地域における支え合いの体制の維持・強化の取組を推進します。
- ・熟練労働者の知識や技能をいかすため、各種制度の周知、活用を促進するとともに、糸魚川市シルバー人材センターの活動を支援することで、経験や能力に応じた就業機会の拡充を図ります。

### ウ 障害者等福祉

#### (7) 地域福祉の充実

- ・市民一人一人が福祉の担い手となるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動を促進し、地域社会における連帯感の醸成や相互扶助機能の充実など地域での自主的な取組を支援します。
- ・地域福祉活動の中核を成す社会福祉協議会の体制強化に努め、NPOをはじめボランティア団体、福祉団体及び企業等のボランティア活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

#### (イ) 障害者の自立と社会参加の促進

- ・障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、在宅福祉の充実やボランティア団体等の育成及び支援に努め、地域で支え合う体制づくりを促進します。
- ・建物や道路、歩道、公園等の整備に当たっては、障害の有無にかかわらず、誰もが安全で自由に外出や移動ができるようなまちづくりに努めます。

### エ 市民の健康増進

- ・疾病予防のための意識啓発を行うとともに、早期発見・早期治療に結びつけるため各種健康診査を実施し、受診率の向上を図ります。
- ・運動や食生活の改善による健康づくりが地域に定着し、継続的に行われるよう、活動の機会を増やし、指導者・推進員を養成して健康づくり事業を推進します。
- ・高齢者うつ病への理解を含め、こころの健康づくりについての啓発を行い、地域での見守り支援体制の構築を図ります。

### (3) 計 画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館	市営保育所整備事業	市
		民営保育所等整備事業	法人
		児童館整備事業	市
	(3) 高齢者福祉施設 その他	認知症対応型共同生活介護施設整備事業 施設整備助成	法人
	(5) 障害者福祉施設 その他	能生地域活動支援センター	市
		こころの総合ケアセンター整備事業	市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>妊娠アシスト事業 内容：不妊症・不育症の治療費助成 必要性・効果： 精神的、経済的に大きな負担がかかる治療を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。</p>	市
		<p>妊産婦支援事業 内容：妊産婦に対する健診費用、医療費助成 必要性・効果： 妊産婦の経済的負担を軽減し、市内での出生数の減少に歯止めをかける。</p>	市
		<p>子ども医療費助成事業 内容：子どもの通院費、入院費の助成 必要性・効果： 子どもの健康増進と福祉向上のため、子育て世代の負担軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進する。</p>	市
		<p>子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業 内容：インフルエンザ予防接種費用の助成 必要性・効果： 全額自己負担の任意予防接種の費用を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病予防を促進する。</p>	市
		<p>高齢者おでかけ支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、70歳以上の市民に路線バスやタクシー利用料金の助成を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止と積極的な社会参加を促進する</p>	市
		<p>高齢者運転免許証自主返納支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成もしくはデジタル地域通貨の使い切りカード交付のいずれか 必要性・効果： 高齢運転者の交通事故防止を図るために運転免許証の自主返納を促進するとともに、自主返納後の暮らしを支援するため、運転免許を自主返納した高齢者に路線バスやタクシー利用料金の助成もしくはデジタル地域通貨の使い切りカードの交付を行う。</p>	市
		<p>一人暮らし安否確認事業 内容：緊急通報装置の貸与、見守り支援 必要性・効果： 緊急通報装置の貸与や地域コミュニティによる定期的に見守ることにより、孤独感を緩和し、安心・安全な在宅生活を確保する。</p>	市
		<p>移動販売支援事業 内容：中山間地域への買い物支援 必要性・効果： 点在する集落へ移動販売を行い、生活物資の提供や高齢者の安否確認をすることで、住み慣れた地域での暮らしを支援する。</p>	市
		<p>通院等支援サービス事業 内容：高齢者等の福祉タクシーの運行委託 必要性・効果： 歩行困難な高齢者等の通院等に使用する専用車両を委託することにより、世帯負担の軽減と在宅介護の環境向上を図る。</p>	市
		<p>介護従事者修学資金貸与事業 内容：就学資金の貸与 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、就学資金の貸与による支援を行い人材確保を図る。</p>	市 団体
		<p>介護人材育成支援事業 内容：資格受験料等の助成 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、資格取得のための受験料等を助成し、人材確保を図る。</p>	市 団体
		<p>障害者交通費助成事業 内容：路線バス、タクシー利用料金等の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、障害者に路線バスやタクシー、ガソリン等の交通費の助成を行うことにより、外出支援や社会参加を促進する。</p>	市
		(9) その他	総合福祉会館改修事業
		駅北遊び広場整備事業	市
	全天候型子ども遊戯場整備事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

保育園等の統廃合など適正配置を進めながら、適切な管理方法を検討します。また、施設の特徴を考慮し、保健・福祉サービスの拠点としての機能を維持することとし、利用実態に応じて今後のあり方を定めるとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域医療

令和6年10月1日現在、当市には一般病院2施設、一般診療所28施設、歯科診療所15施設の医療機関があり、このうち公的診療所は小滝、根知、平岩及び能生国民健康保険診療所の4施設がありますが、令和4年12月末現在、人口10万人当たりの医師数は152.1人と新潟県及び国の平均を大きく下回っています。

また、市内で働いている医師の年齢構成は、令和4年12月末現在、60歳以上が全体の約4割を占めており、高齢化に伴う診療所の廃業等が想定され、一人でも多くの医師の確保が必要となっています。

さらに、患者数の減少等による医療機関の経営悪化、高齢者の免許返納・独居の増加等に伴う通院手段の確保が課題となっています。引き続き、市内で安心して受診できる医療体制を確保するため、看護師や医療技術者の確保と医療機器の高度化も求められています。

#### 人口10万人当たりの医師数の推移

区分	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	令和6年
全国 (人)	226.5	233.6	240.1	246.7	256.6	262.1	未公表
新潟県 (人)	182.1	188.2	191.9	197.9	204.3	208.1	未公表
糸魚川市 (人)	182.1	132.9	140.1	163.9	144.7	152.1	未公表

※医療施設の従事者のみ

資料:健康増進課(各年12月末現在)

#### 年齢別医師数

～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	平均年齢
9人	8人	9人	12人	15人	9人	51.8歳

資料:健康増進課(令和4年12月末現在)

#### イ 救急医療

当市の救急医療は、糸魚川総合病院において、開業医の協力による一次救急体制と24時間365日の二次救急体制が確保されていますが、開業医の高齢化等に伴い救急医療に従事する医師数の減少が危惧されています。

また、三次救急医療については、隣接する上越市に救命救急センターが設置されていますが、搬送に40分以上の時間を要し、救急患者に対する迅速かつ適切な対応が求められています。

### (2) その対策

#### ア 地域医療

・安全・安心で身近な医療体制を維持・確保していくため、糸魚川総合病院を中心とした関係機関相互の連携強化を図るとともに、能生国民健康保険診療所をはじめ、地域医療の基盤整備に努めます。

・医師・看護師等確保のため、関係機関への医師派遣要望や県と連携した修学資金貸与、看護師確保対策事業などにより、医師・看護師及び医療技術者の地元就業を図るとともに、医療従事者が継続して働けるよう医療機関と連携した環境づくりを促進します。

#### イ 救急医療

・24時間365日の診療体制の確保・充実のため、糸魚川総合病院に対する二次救急医療体制維持に必要な支援を行うとともに、医師会の協力により開業医が糸魚川総合病院へ出務することで、休日夜間の一次救急医療における支援体制が確保されるよう努めます。

・救急病院での診療体制を維持するため、医師確保の取組を支援します。救急病院の機能を充実させ、より重症な患者の受入れもできるように、必要な施設・医療機器などの整備及び救急医療体制の維持確保に対する支援を行います。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療施設等設備整備事業	市
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	救急医療対策事業 内容： 休日夜間当番医制 (第一次救急医療体制の医師会への委託) 病院群輪番制病院運営 (救急病院に対する第二次救急医療体制維持に係る運営費補助) 救急告示病院運営 (救急病院に対する救急専用病床運営維持費補助) 必要性・効果： 24時間365日の診療体制を確保するため、医師会、救急病院の協力を得て、第一次・第二次救急医療体制を維持する。また、救急病院での診療体制を維持するための医師確保の取組を支援し、安全安心な医療環境を確保する。	市
	その他	医療人材確保対策事業 内容：医師、医療従事者を目指す学生へ修学資金貸与及び住居費支援、専門医及び研修医受入れ支援 ほか 必要性・効果： 医療従事者を確保するため、修学資金の貸与や住宅家賃の助成等により人材確保を図る。	市
		市内産婦人科確保対策事業 内容：市内産婦人科支援、妊産婦へのサービス経費補助 必要性・効果： 市内の産科医療を支援し、地域で安心して子どもを産み育てる環境を維持する。	市

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域医療の性質を踏まえ、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 就学前教育・学校教育

平成 17 年度には児童数 2,642 人、生徒数 1,348 人でしたが、平成 27 年度は児童数 2,032 人、生徒数 1,127 人、令和 6 年度は児童数 1,469 人、生徒数 864 人と減少しています。また、0 歳児から 5 歳児までの人数を基に将来動向を推計すると、令和 12 年度には児童数 1,009 人、生徒数 675 人となり、学校の小規模化が更に進む見込みです。

近年では、平成 17 年度以降 6 か所で学校の統合を行いました。今後も、少子化が進行する中であっても、未来を担う児童・生徒にとってより質の高い教育環境を整える必要があります。

学校については、建設から 30 年以上を経過した施設が半数を占めており、施設や設備の不具合による修繕が多くなっているほか、教育環境の変化による改修の必要性が生じています。また、近年の猛暑対策として空調設備が必要となっていますが、特別教室や屋内運動場などでは整備が未完了となっており、安全な教育環境を確保する必要があります。

トイレについても、依然として和式便器が残っており、衛生面において問題が生じています。

今後、過疎化、少子化が進む中、郷土愛を育むため、ふるさと糸魚川に根ざした特色ある教育活動を拡充していく必要があります。幼稚園・保育園、小・中・高等学校において糸魚川ジオパークに関する学習を積極的に展開し、0 歳から 18 歳までの子どもの発達段階にふさわしい連続性を重視した「子ども一貫教育」の更なる充実が求められます。

さらに、子ども一人一人の学びを尊重するため、教育的ニーズに応じた相談体制や教育的支援の充実を努め、地域の理解と協力を得ながら、ともに歩み、ともに創る学校づくりを進めていかなければなりません。

併せて、食育を通じて郷土愛を育むため、安全で安心な学校給食の提供を継続していく必要があります。

## 児童・生徒数等の推移

区 分	小学校			中学校			特別支援学校		
	学校数	児童数		学校数	生徒数		学校数	児童生徒数	
		人数(人)	平成17年度 対比(%)		人数(人)	平成17年度 対比(%)		人数(人)	平成25年度 対比(%)
平成17年度	18	2,642	-	5	1,348	-	-	-	-
平成25年度	17	2,141	81.0	4	1,117	82.9	1	19	-
平成27年度	17	2,032	76.9	4	1,127	83.6	1	21	110.5
令和元年度	14	1,821	68.9	4	927	68.8	1	25	131.6
令和2年度	14	1,766	66.8	4	920	68.2	1	26	136.8
令和3年度	14	1,682	63.7	4	932	69.1	1	25	131.6
令和4年度	14	1,602	60.6	4	925	68.6	1	30	157.9
令和5年度	13	1,518	57.5	4	906	67.2	1	27	142.1
令和6年度	13	1,469	55.6	4	864	64.1	1	26	136.8
令和12年度 (推計)	12	1,009	38.2	4	675	50.1	1	-	-

資料:学校基本調査(推計は教育委員会調査)

### イ 生涯学習

価値観の変化と多様化、ますます進む高齢社会、余暇の活用など、成熟した社会における市民の学習ニーズは細分化・高度化してきています。一方で、核家族・少子化の中、虐待や少年犯罪の増加などに見られるように、家庭での学びあいの意識が希薄となっており、家庭教育はもちろん、家庭を取り巻く地域の教育力の向上に大きな期待が寄せられ、これらへの取組が重要な課題となっています。

市民が心豊かに生活し、学びの中での自己達成を図り、家庭や職場・地域がともに活性化していくためには、社会教育を中心とした広範な分野からのアプローチが必要であり、さらに、生涯学習の重要性を認識し、取り組もうとする機運を高めていく必要があります。将来を担う人づくりの観点からも、生涯学習が果たす役割は大きく、ふるさとを愛する心の醸成とともに、多様化している個人の価値観やニーズに対応した柔軟な生涯学習機会の提供が必要です。

そのため、生涯学習施設の充実と施設の安全性の向上を図るとともに、既存施設の有効活用を図る必要があります。その中でも、図書館については、あり方検討の結果を踏まえた整備方針の策定と、市民のニーズを反映した蔵書資料の充実が求められています。

### ウ 生涯スポーツ

健康でいきいきとした暮らしの実現のため、スポーツを通じた健康づくりや仲間との交流など多様なスポーツ活動に大きな関心が寄せられており、生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりが求められています。

スポーツ施設については、屋内・屋外施設ともに整備・改修を実施しており、また、小・中・高等学校の体育施設を地域スポーツ施設として開放していますが、市民のスポーツ活動への要求に対応していくためには、施設の適切な維持管理と定期的な整備に努めなければなりません。

## (2) その対策

### ア 就学前教育・学校教育

#### (7) 子ども一貫教育方針に基づく教育の推進

- ・幼稚園・保育園から小学校への育ちや学び、小・中・高等学校間の一貫した教育活動を推進するため、教職員の交流や連携を図りながら、学びの連続性を充実させます。
- ・「ふるさと糸魚川」に愛着をもち、心豊かな子どもを育てるため、糸魚川ジオパークに関する学習を中核とした体験学習を積極的に展開します。
- ・一人一人の教育的ニーズに対応するため、教育相談体制や特別支援教育体制の充実に努めます。

#### (4) 教育環境の整備・充実

- ・質の高い教育環境と児童・生徒の安全安心を確保するため、施設の整備と適切な管理を行うとともに、施設の長寿命化のために必要な保全工事を行います。
- ・児童と生徒の安全で安心な教育環境の確保のため、教室の様様替えや空調設備の整備やトイレの改修を行います。
- ・教育効果の向上とより良い教育環境を確保するため、地域の状況を勘案して最適な教育環境について方向性を示し、教育環境整備を進めるとともに、統合に伴い必要となる校舎等の改修を行います。
- ・学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒の負担軽減のため、スクールバスの運行などによる通学の支援を行います。
- ・安全で安心な学校給食を継続して提供できるよう、給食施設や設備等を維持するとともに、地元産食材を生かし栄養バランスの取れた給食提供のために必要な支援を行います。
- ・通学路等防犯パトロールなどの防犯対策の充実に努めます。

### イ 生涯学習

#### (7) 生涯学習体制の整備

- ・生涯各期にわたって、社会生活における必要課題・要求課題を的確に捉え、社会教育活動を推進するとともに、市民が学習できる機会と場の充実を図ります。
- ・地域の将来を担う心豊かな子どもを育むため、学校教育との融合や公民館・地域活動との連携を図りながら、家庭におけるよりよい親子関係づくりや幼児期からの体験活動、世代間交流を推進します。また、青少年の健全な人間形成を促進します。
- ・市民の読書活動の促進と市民の多様な学習要求に応じた図書館サービスの充実を図ります。

#### (4) 生涯学習基盤の整備

- ・生涯学習施設の充実と施設の安全性の向上を図るため、生涯学習センターや地

区公民館、集会施設、図書館等の施設整備を進めるとともに、誰もが気軽に集い、利用しやすい環境をつくるため、利用状況と利用者のニーズを把握し、施設のサービスの充実に努めます。

## ウ 生涯スポーツ

### (7) 生涯スポーツ活動の推進

- ・スポーツによる市民の健康づくりを図るため、誰でも気軽に楽しく参加できるレクリエーションスポーツ教室の開催など明るく活力に満ちた生涯スポーツ活動を推進するとともに、関係団体との連携によりスポーツ推進体制の強化を図ります。
- ・競技スポーツの競技力向上のため、スポーツ協会、学校教育団体との連携・支援に努めるとともに、指導者の相互連携や有名選手を招致したスポーツ教室などの開催に努めます。

### (4) スポーツ環境の整備

- ・体育館等の老朽化に伴う施設整備とともに、美山公園内・名引山公園内のスポーツ施設の整備を進め、現有する各施設の有効利用と効率的な活用を図ります。

## (3) 計 画

### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校改修事業	市
		中学校改修事業	市
	給食施設	学校給施設整備事業	市
	(2) 幼稚園	市営幼稚園整備事業 青海地域の3園統合にかかる園舎整備経費等	市
		(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設	地区公民館施設整備事業 空調設備の整備・更新、施設改修 ほか
	生涯学習施設整備事業 空調設備の整備・更新		市
	生涯学習施設整備事業 空調設備の整備・更新		市
	ふれあいセンター施設修繕事業		市
	体育施設	体育施設整備事業 糸魚川市総合体育館、能生体育館、亀が丘体育館 ほか	市
		公園スポーツ施設整備事業 美山陸上競技場、美山球場、美山テニスコート、美山グラウンドゴルフ場、美山多目的グラウンド、青海総合グラウンド、名引山テニスコート ほか	市
		健康づくりセンター整備事業	市
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	通学支援事業 内容：遠距離通学児童の生徒の交通費支援 必要性・効果： 学校統廃合に伴い児童、生徒の通学距離が延び、保護者の経済的負担が増えていることから、通学にかかる経費の助成による支援を行う。	市

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設は、少子化に対応した適正な学級規模、運営体制に見直し、適正配置を進めるとともに、拠点となる学校については、適切な維持管理、修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

博物館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、利用率、代替機能の可能性を考慮した上で、適切な機能の維持や充実を図ります。

また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

市内海岸部と山間丘陵地には多くの集落が点在しており、これらの集落の多くは住宅が山間の傾斜地又は山裾に散在しています。特に山間地の集落では、地すべり等の災害の危険性、冬期間の豪雪など生活環境の厳しさから、交通の便の良い平坦部や海岸部への転居、あるいは市外への転出による過疎化が続き、共同体としての消防、防災等の集落機能維持が困難となってきています。

このため、生活環境及び生産基盤の整備に努めるとともに、地域の実情に応じた自治組織への支援の在り方を検討し、地域課題に地域と共に向き合い、地域住民による自主的・主体的な地域づくりの促進が求められています。

また、公共施設や既存の施設の機能を活用し、さらに利便性向上につなげる取組を推進するとともに、将来を見据えたまちづくりの計画の中で、安心して住み続けられ、かつ、機能的で効率的な暮らしやすい生活圏を形成する必要があります。

### (2) その対策

#### ア 自治組織・機能の充実

##### (7) 自治組織への支援

- ・地域担当や集落支援員を配置して、地域が主体的に取り組む活動に対して、必要な情報提供や相談体制の充実などを図り、自治組織を支援します。
- ・住民自治及び地域コミュニティ活動を推進するため、その活動の場となる地区集会所の整備に係る経費の一部を助成します。
- ・自治組織の活発な活動を促進するため、各地区の自主性をいかした地域づくり活動の拠点となる地区公民館との連携を図ります。
- ・自治組織の維持・活性化を図るため、草刈りや除雪などの作業を支援する集落サポーターを充実させ、集落機能の維持が困難となっている自治組織の活動を支援します。

##### (4) 地域づくりプランの策定とプラン実現への支援

- ・地域課題を解決するため、情報提供や相談体制の充実を図りながら、地域住民自らが、地域課題や地域の将来像、主な取組等を明らかにする「地域づくりプラン」の策定とそのプランに基づき、地域住民が自主的・主体的に実施する活動や事業を支援します。

#### イ 暮らしやすい生活圏の形成

- ・公共施設や既存の施設の機能を活用し、さらに利便性向上につなげる取組を推進するとともに、将来を見据えたまちづくりの計画の中で、安心して住み続けられ、かつ、機能的で効率的な暮らしやすい生活圏の形成を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域づくり支援事業 内容：地域づくりプラン策定・実現助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、今後の地域づくり活動等の具体的な取組を定めた地域づくりプランの策定及びプランに基づく事業の実施に係る経費を支援し、地区住民による自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市
		まちづくりパワーアップ事業 内容：地域づくり活動助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材や財源の確保が難しい状況となっていることから、地域などが主体となり取り組む地域づくり活動の立ち上げを支援し、自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市
		地区集会施設整備助成事業 内容：施設整備、耐震診断、取壊し費用助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材や財源を確保することができず、地域活動を維持できない状況となっていることから、まちづくり活動の拠点となる集会施設の整備を支援し、自治組織の活発な活動を促進する。	市
		若者会議支援事業 内容：若者同士の話し合いの促進 必要性・効果： 若者や女性を中心とした話し合いを促進し、若者たちが地域の発展に関わる仕組みを醸成する。	市
		若者の力地域活性化事業 内容：若者同士の活動支援 必要性・効果： 若者が取り組む企画の実現及び継続を促し、若者の力を活かした地域おこしを推進する。	市
		大学等連携地域活性化事業 内容：大学生等による地域活性化 必要性・効果： 大学等が地域住民と連携して行う活動により、外部人材を活かした地域活性化を促進する。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

当市には特有の歴史・文化遺産が数多く残り、また、世界に誇れるヒスイ文化、他に類を見ない豊富な岩石類、多様な動植物などの自然、この地にはぐくまれてきた伝統行事が多く残され、適切な保存と活用が求められています。

こうした文化遺産や資源に対する市民の理解を深めながら、適正な収蔵管理・保存、公開と活用の充実を図り、次世代へ継承していかなければなりません。

市内には、多くの伝統行事や古くからの風習・風俗が残されていますが、過疎化による人口減少や少子高齢化などから存続の危機に瀕しており、文化財の保存・継承に対する市民の意識醸成と、次世代への継承が喫緊の課題となっています。

芸術・文化の振興を図るため、鑑賞機会の拡充を図りながら、市民文化の発展と創造に努めるとともに、老朽化が進んでいる文化活動の拠点施設の施設管理及び整備が課題となっています。

フォッサマグナミュージアムは、地形地質・自然・文化を関連付けた学習を支援し、当市の貴重な地質資源の展示などを通じて文化の発展に寄与する中核施設となっていますが、施設の老朽化が問題となっています。さらに、所蔵資料の増加に伴い、資料の適切な管理と収蔵場所が確保されていないことが問題となっています。

また、フォッサマグナパークは、東北日本と西南日本を画する第一級の断層である糸魚川－静岡構造線（国天然記念物）が見学でき、日本列島の形成を学ぶことができる施設となっていますが、雨水等による断層露頭の浸食が問題となっています。さらに、枕状溶岩の野外展示の改良が求められています。

### (2) その対策

#### ア 地域固有の歴史・文化の継承と活用

- ・文化財の適正な保存管理と積極的な活用を図るため、令和5年度に策定した文化財保存活用地域計画に基づき、文化財所有者、市民、事業者、行政の協働での「地域総がかり」により文化財を守り、活用し、伝える体制を築くとともに、歴史・文化による魅力ある地域づくりを行うための施策を推進します。
- ・文化財の適正な収蔵管理と、高齢化等により文化財の維持管理に不安を抱える所有者への支援を図るため、収蔵施設や所有者への支援のあり方の検討を進めます。
- ・貴重な伝統文化を次世代へ継承するため、地域の伝承、保存活動を支援するとともに、企画展や講座等の開催により市民への公開、啓発活動を行いながら、伝承、保存活動に対する市民の理解と協力を促進します。
- ・フォッサマグナミュージアムの施設維持のため、耐用年数に応じた施設と設備の更新を行います。
- ・フォッサマグナミュージアムが所蔵する資料の活用を図るため、収蔵能力の拡大と収蔵施設整備を検討します。
- ・糸魚川－静岡構造線の断層露頭の保全を図るため、看板等の整備による国指定の

天然記念物である旨の周知や、新たに策定するフォッサマグナパーク保存活用計画に基づく適切な維持管理や野外展示の改良を行います。

#### イ 芸術文化の振興

- ・市民の主体的な芸術文化活動を活性化させるため、関係団体等への支援を行い、芸術文化の普及と水準の向上を図るとともに、市民との協働による新たな芸術・文化の創造を目指します。
- ・市民の芸術文化の振興を推進するため、芸術文化活動や市民活動の拠点となる施設の有効活用を進め、施設の整備に努めます。

### (3) 計 画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	硬玉産地整備事業 内容：ヒスイ原石監視設備、安全対策設備、ガイドンス設備、駐車場・トイレ整備等 必要性：効果： 硬玉産地の保護・保存と、来訪者の安全・利便性の向上が必要である。教育・研究の場や、糸魚川ジオパークの主要ジオサイトとして活用することにより、来訪者数の増加が見込まれる	
		フォッサマグナパーク整備事業	市
		文化ホール施設改修事業 内容：海総合文化会館、ビーチホールまがたま、能生マリンホール 必要性： 芸術文化活動や市民活動の拠点となる施設の有効活用を進めるための計画的な保全管理	市
		博物館整備事業	市

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

文化ホールは、幅広い年齢層や様々なニーズに対応するなど有効活用に努めつつ、将来の人口規模に見合う施設規模、配置となっているか検証し、今後のあり方について検討するとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

当市では、平成 26 年に第 1 次糸魚川市新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの取組を推進してきた結果、市内に多くの新エネルギー由来の発電設備が導入され、豊富な森林資源を利用した熱利用についても導入が進んできました。

また、平成 27 年にパリ協定が採択されて以降、国内外において新エネルギーに関する大きな動向の変化があり、令和 2 年には菅首相により 2050 年度までに「温室効果ガス実質ゼロ宣言」が表明されるなど、取組が活発になっています。

令和 2 年度に策定した第 2 次糸魚川市環境基本計画及び第 2 次糸魚川市新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーシステムの導入促進や、脱炭素セミナー、出前講座等を通じて、当市の環境や環境施策について周知するとともに、環境保全を実践する市民を増やす必要があります。

### (2) その対策

- ・新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギーシステム設備などの公共施設での導入を推進するとともに、一般家庭や事業所への導入を促進します。
- ・新エネルギーとして活用できる恵まれた資源を最大限活用するため、エネルギーを地域内で生産し、地域内で消費する「新エネルギーの地産地消」を目指し、取組を推進します。

### (3) 計 画

#### 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	新エネルギー導入支援事業 内容：太陽光発電設備、蓄電設備等設置、省エネ住宅推進補助 必要性・効果： エネルギーの地産地商に対する理解を深めるとともに、事業所や家庭での再生可能エネルギー導入の普及を図るため、新エネルギーシステム（太陽光発電、蓄電池等）の設置費を助成する。また、住宅の省エネ化を促進する取組を継続する。	市

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住・就業支援金給付事業 内容：東京圏からの移住者への経済的支援 必要性・効果： 東京圏への人口の流出が進む中、東京圏から移住し、中小企業等に就職した場合などに移住支援金を支給する。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		移住定住促進事業 内容：Uターン者等への移住定住支援 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、移住希望者等への情報提供、移住体験ツアー等を行うことにより、地域や産業の担い手を確保し、集落の維持を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業 内容：大学生等への新幹線通学費助成 必要性・効果： 高校卒業後、進学に伴う転出者数が多いことから、市内学生が新幹線を利用して通学する際の費用を助成し、地元定着を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		Uターン等修学資金返済支援事業 内容：Uターンする若者への修学資金返済支援 必要性・効果： 人口減少対策として若者の地元定着を目指し、地元就職の促進及び若者人材の確保を図るため、修学資金の返済金の一部等を助成する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		空き家活用事業 内容：空き家の取得、家財処分費助成、空き家バンク運営 必要性・効果： 市内の空き家の有効活用を通じて、移住定住の促進による人口増加及び地域の活性化を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	ジオパーク推進事業 内容：各ジオエリアの解説板更新、修繕 必要性・効果： 解説看板等の更新及び修繕をおこなうことで、ジオパークを活用した観光資源の連携と魅力づくりを行うことで、交流人口の拡大を図るとともに、地域の自立及び活性化を促進する。
人材ゲット&ステップアップ促進事業 内容：資格受験料助成、大型運転免許等取得支援補助ほか 必要性・効果： 勤務者や学生等の能力開発・向上のため、国家資格や技能検定等の受験料や受講料を助成する。また、市内企業の人材を確保し、安定的な雇用の拡大を図るため、大型免許等の取得促進に取り組む企業に対し、教習料等の一部を補助する。	市 団体			施策効果が将来に及ぶ
雇用促進事業 内容：企業説明会、企業見学バスツアー、インターンシップ促進補助等 必要性・効果： 若者への企業情報の発信を強化するため、市内企業の企業説明会等を支援します。	市			施策効果が将来に及ぶ
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	デジタル活用推進事業 内容：統合型地理情報システム共用地形図の整備 必要性・効果： 統合型地理情報システムの共用地形図を整備することにより、市民と行政の情報の共有化を進め、幅広い分野で利活用し利便性の向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	生活交通確保対策事業 内容：路線バス運行費、コミュニティバス運行助成、車両購入費助成ほか 必要性・効果： 通学や通院等の市民生活に不可欠な生活交通を確保するため、運行費助成等により生活交通の維持を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業   <b>防災・防犯</b>	自主防災組織育成事業 内容：資機材購入、訓練活動費等の補助 必要性・効果： 防災活動の資機材購入や訓練活動への助成、リーダー研修等を開催することで、自発的な防災組織の結成、育成を促進し、地域防災力の向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		鳥獣対策事業 内容：狩猟免許取得助成、有害鳥獣捕獲等業務委託等 必要性・効果： 狩猟免許取得費用等を助成することで、有害鳥獣捕獲の担い手を育成し、有害鳥獣の個体数を調整し、人的被害の阻止及び農作物被害の減少を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		街路灯等設置事業 内容：街路灯のLED化の推進 必要性・効果： 生活道路の街路灯設置を助成することで、交通事故防止や不審者対策に対する防犯を高め、犯罪のない安全安全な生活環境を確保する。	市	施策効果が将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	妊娠アシスト事業 内容：不妊症・不育症の治療費助成 必要性・効果： 精神的、経済的に大きな負担がかかる治療を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		妊産婦支援事業 内容：妊産婦に対する健診費用、医療費助成 必要性・効果： 妊産婦の経済的負担を軽減し、市内での出生数の減少に歯止めをかける。	市	施策効果が将来に及ぶ
		子ども医療費助成事業 内容：子どもの通院費、入院費の助成 必要性・効果： 子どもの健康増進と福祉向上のため、子育て世代の負担軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業 内容：インフルエンザ予防接種費用の助成 必要性・効果： 全額自己負担の任意予防接種の費用を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病予防を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		高齢者おでかけ支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、70歳以上の市民に路線バスやタクシー利用料金の助成を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止と積極的な社会参加を促進する	市	施策効果が将来に及ぶ
		高齢者運転免許証自主返納支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成もしくはデジタル地域通貨の使い切りカード交付のいずれか 必要性・効果： 高齢運転者の交通事故防止を図るために運転免許証の自主返納を促進するとともに、自主返納後の暮らしを支援するため、運転免許を自主返納した高齢者に路線バスやタクシー利用料金の助成もしくはデジタル地域通貨の使い切りカードの交付を行う。	市	施策効果が将来に及ぶ
		一人暮らし安否確認事業 内容：緊急通報装置の貸与、見守り支援 必要性・効果： 緊急通報装置の貸与や地域コミュニティによる定期的に見守ることにより、孤独感を緩和し、安心・安全な在宅生活を確保する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		移動販売支援事業 内容：中山間地域への買い物支援 必要性・効果： 点在する集落へ移動販売を行い、生活物資の提供や高齢者の安否確認をすることで、住み慣れた地域での暮らしを支援する。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	通院等支援サービス事業 内容：高齢者等の福祉タクシーの運行委託 必要性・効果： 歩行困難な高齢者等の通院等に使用する専用車両を委託することにより、世帯負担の軽減と在宅介護の環境向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		介護従事者修学資金貸与事業 内容：就学資金の貸与 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、就学資金の貸与による支援を行い人材確保を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		介護人材育成支援事業 内容：資格受験料等の助成 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、資格取得のための受験料等を助成し、人材確保を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		障害者交通費助成事業 内容：路線バス、タクシー利用料金等の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、障害者に路線バスやタクシー、ガンリン等の交通費の助成を行うことにより、外出支援や社会参加を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	救急医療対策事業 内容： 休日夜間当番医制 (第一次救急医療体制の医師会への委託) 病院群輪番制病院運営 (救急病院に対する第二次救急医療体制維持に係る運営費補助) 救急告示病院運営 (救急病院に対する救急専用病床運営維持費補助) 必要性・効果： 24時間365日の診療体制を確保するため、医師会、救急病院の協力を得て、第一次・第二次救急医療体制を維持する。また、救急病院での診療体制を維持するための医師確保の取組を支援し、安全安心な医療環境を確保する。	市	施策効果が将来に及ぶ
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	通学支援事業 内容：遠距離通学児童の生徒の交通費支援 必要性・効果： 学校統廃合に伴い児童、生徒の通学距離が延び、保護者の経済的負担が増えていることから、通学にかかる経費の助成による支援を行う。	市	施策効果が将来に及ぶ
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり支援事業 内容：地域づくりプラン策定・実現助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、今後の地域づくり活動等の具体的な取組を定めた地域づくりプランの策定及びプランに基づく事業の実施に係る経費を支援し、地区住民による自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		まちづくりパワーアップ事業 内容：地域づくり活動助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材と財源の確保が難しい状況となっていることから、地域などが主体となり取り組む地域づくり活動の立ち上げを支援し、自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		地区集会施設整備助成事業 内容：施設整備、耐震診断、取壊し費用助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材や財源を確保することができず、地域活動を維持できない状況となっていることから、まちづくり活動の拠点となる集会施設の整備を支援し、自治組織の活発な活動を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	若者会議支援事業 内容：若者同士の話し合いの促進 必要性・効果： 若者や女性を中心とした話し合いを促進し、若者たちが地域の発展に関わる仕組みを醸成する。	市	施策効果が 将来に及ぶ
		若者の力地域活性化事業 内容：若者同士の活動支援 必要性・効果： 若者に取り組む企画の実現及び継続を促し、若者の力を活かした地域おこしを推進する。	市	施策効果が 将来に及ぶ
		大学等連携地域活性化事業 内容：大学生等による地域活性化 必要性・効果： 大学等が地域住民と連携して行う活動により、外部人材を活かした地域活性化を促進する。	市	施策効果が 将来に及ぶ
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	新エネルギー導入支援事業 内容：太陽光発電設備、蓄電設備等設置、省エネ住宅推進補助 必要性・効果： エネルギーの地産地商に対する理解を深めるとともに、事業所や家庭での再生可能エネルギー導入の普及を図るため、新エネルギーシステム（太陽光発電、蓄電池等）の設置費を助成する。また、住宅の省エネ化を促進する取組を継続する。	市	施策効果が 将来に及ぶ



議案第23号

糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

新潟県漁港管理条例の改正に伴い、準拠して定めている占用料及び土砂採取料の規定の改正を行うものである。

## 糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例

糸魚川市漁港管理条例（平成17年糸魚川市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)の表1の項中「100円」を「110円」に、「140円」を「160円」に改め、同表2の項中「11円」を「12円」に改める。

別表第2(1)の表砂利の項中「195円」を「220円」に改め、同表かき込み砂利の項中「175円」を「200円」に改め、同表土砂の項中「150円」を「170円」に改め、同表石の部中「175円」を「200円」に、「65円」を「75円」に、「130円」を「150円」に、「3,940円」を「4,500円」に、「7,895円」を「9,015円」に、「789円」を「901円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の糸魚川市漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用及び採取に係る占用料及び土砂採取料について適用し、同日前の占用及び採取に係る占用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

議案第24号

糸魚川市公共用財産管理条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市公共用財産管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の改正に伴い、準拠して定めている生産物採取料の規定の改正を行うものである。

## 糸魚川市公共用財産管理条例の一部を改正する条例

糸魚川市公共用財産管理条例（平成17年糸魚川市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「前段」を「本文」に改める。

別表第3石の部中「175円」を「200円」に、「65円」を「75円」に、「130円」を「150円」に、「3,940円」を「4,500円」に、「7,895円」を「9,015円」に、「789円」を「901円」に改め、同表砂利の項中「195円」を「220円」に改め、同表かき込み砂利の項中「175円」を「200円」に改め、同表土砂の項中「150円」を「170円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき生産物採取料について適用し、同日前に徴収すべき生産物採取料については、なお従前の例による。

議案第25号

糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

新潟県河川法施行条例の改正に伴い、準拠して定めている河川産出物採取料の規定の改正を行うものである。

## 糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例

糸魚川市準用河川占用料等徴収条例（平成17年糸魚川市条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表3の部(1)の款アの項中「175円」を「200円」に、「65円」を「75円」に、「130円」を「150円」に、「3,940円」を「4,500円」に、「7,895円」を「9,015円」に、「789円」を「901円」に改め、同款イの項中「195円」を「220円」に改め、同款ウの項中「175円」を「200円」に改め、同款エの項中「150円」を「170円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき河川産出物採取料について適用し、同日前に徴収すべき河川産出物採取料については、なお従前の例による。

議案第26号

糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

新潟県公共海岸占用料等徴収条例の改正に伴い、準拠して定めている土石採取料の規定の改正を行うものである。

## 糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例

糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例（平成17年糸魚川市条例第181号）の一部を次のように改正する。

別表第2砂利の項中「195円」を「220円」に改め、同表かき込み砂利の項中「175円」を「200円」に改め、同表土砂の項中「150円」を「170円」に改め、同表石の部中「175円」を「200円」に、「65円」を「75円」に、「130円」を「150円」に、「3,940円」を「4,500円」に、「7,895円」を「9,015円」に、「789円」を「901円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき土石採取料について適用し、同日前に徴収すべき土石採取料については、なお従前の例による。

## 議案第27号

### 和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

#### 1 和解の相手方

東京都大田区蒲田四丁目45番9号

株式会社ディディエフ

代表取締役 三宅 一朗

#### 2 事件の概要

令和4年度に本市と相手方とで締結した糸魚川ジオステーションジオパル鉄道ジオラマ修繕業務委託契約について、完了検査後にジオラマモニターデジタルカメラに係る契約不適合が発覚した。修補による対応では契約不適合の解消には至らず、本件の費用負担について協議した結果、和解条件が調ったものである。

#### 3 和解の内容

- (1) 相手方は、本市に対して944,483円を支払うものとする。
- (2) 本市及び相手方は、本事件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何らの債権債務がないことを確認する。



議案第28号

糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

国民健康保険税の税率を改定したいため、所要の改正を行うものである。

## 糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

糸魚川市国民健康保険税条例（平成17年糸魚川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「5.65」を「5.90」に改める。

第6条中「19,200円」を「22,000円」に改める。

第7条第1号中「15,400円」を「19,400円」に改め、同条第2号中「7,700円」を「9,700円」に改め、同条第3号中「11,550円」を「14,550円」に改める。

第8条第1項中「2.30」を「2.70」に改める。

第9条中「7,600円」を「10,000円」に改める。

第10条第1号中「6,100円」を「8,700円」に改め、同条第2号中「3,050円」を「4,350円」に改め、同条第3号中「4,575円」を「6,525円」に改める。

第11条中「1.85」を「2.30」に改める。

第12条中「11,800円」を「17,300円」に改める。

第24条第1項第1号ア中「13,440円」を「15,400円」に改め、同号イ(ア)中「10,780円」を「13,580円」に改め、同号イ(イ)中「5,390円」を「6,790円」に改め、同号イ(ウ)中「8,085円」を「10,185円」に改め、同号ウ中「5,320円」を「7,000円」に改め、同号エ(ア)中「4,270円」を「6,090円」に改め、同号エ(イ)中「2,135円」を「3,045円」に改め、同号エ(ウ)中「3,202円」を「4,567円」に改め、同号オ中「8,260円」を「12,110円」に改め、同項第2号ア中「9,600円」を「11,000円」に改め、同号イ(ア)中「7,700円」を「9,700円」に改め、同号イ(イ)中「3,850円」を「4,850円」に改め、同号イ(ウ)中「5,775円」を「7,275円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「5,000円」に改め、同号エ(ア)中「3,050円」を「4,350円」に改め、同号エ(イ)中「1,525円」を「2,175円」に改め、同号エ(ウ)中「2,287円」を「3,262円」に改め、同号オ中「5,900円」を「8,650円」に改め、同項第3号ア中「3,840円」を「4,400円」に改め、同号イ(ア)中「3,080円」を「3,880円」に改め、同号イ(イ)中「1,540円」を「1,940円」に改め、同号イ(ウ)中「2,310円」を「2,910円」に改め、同号ウ中「1,520円」を「2,000円」に改め、

同号エ(ア)中「1,220円」を「1,740円」に改め、同号エ(イ)中「610円」を「870円」に改め、同号エ(ウ)中「915円」を「1,305円」に改め、同号オ中「2,360円」を「3,460円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,880円」を「3,300円」に改め、同号イ中「4,800円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「7,680円」を「8,800円」に改め、同号エ中「9,600円」を「11,000円」に改め、同項第2号ア中「1,140円」を「1,500円」に改め、同号イ中「1,900円」を「2,500円」に改め、同号ウ中「3,040円」を「4,000円」に改め、同号エ中「3,800円」を「5,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の糸魚川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第29号

糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

新型コロナウイルス感染症の第5類感染症移行前に当該感染症により労務不能となった場合における傷病手当金の申請期限を経過したため、傷病手当金の支給等に係る規定の改正を行うものである。

## 糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

糸魚川市国民健康保険条例（平成17年糸魚川市条例第142号）の一部を次のように改正する。

附則中第5項の前の見出し及び同項から第7項までを削る。

附則中第8項の前の見出し及び同項から第10項までを削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

糸魚川市中宿墓地の永代利用料金を改定するものである。

## 糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例

糸魚川市墓地条例（平成17年糸魚川市条例第153号）の一部を次のように改正する。

別表糸魚川市中宿墓地の項中「10,000円」を「170,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の糸魚川市墓地条例の規定は、この条例の施行の日以後の墓地の利用について適用し、同日前の墓地の利用に関しては、なお従前の例による。

議案第31号

令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度糸魚川市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,159,209千円を追加し、歳入歳出それぞれ30,918,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		8,134,204	673,351	8,807,555
	1 地方交付税	8,134,204	673,351	8,807,555
15 国庫支出金		3,277,068	87,954	3,365,022
	1 国庫負担金	1,921,401	20,274	1,941,675
	2 国庫補助金	1,345,612	67,680	1,413,292
16 県支出金		2,332,332	55,800	2,388,132
	1 県負担金	716,198	2,800	718,998
	2 県補助金	1,148,815	53,000	1,201,815
18 寄附金		651,102	8,191	659,293
	1 寄附金	651,102	8,191	659,293
20 繰越金		1,366,498	318,113	1,684,611
	1 繰越金	1,366,498	318,113	1,684,611
22 市債		2,130,500	15,800	2,146,300
	1 市債	2,130,500	15,800	2,146,300
補正されなかった款項に係わる額		11,867,606	0	11,867,606
歳入合計		29,759,310	1,159,209	30,918,519

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,318,166	933,509	5,251,675
	1 総務管理費	3,828,992	933,509	4,762,501
3 民生費		6,833,564	14,400	6,847,964
	1 社会福祉費	3,589,008	11,700	3,600,708
	2 児童福祉費	2,868,467	2,700	2,871,167
4 衛生費		2,821,333	2,000	2,823,333
	1 保健衛生費	1,277,875	2,000	1,279,875
6 農林水産業費		1,245,523	57,500	1,303,023
	1 農業費	801,001	45,500	846,501
	3 水産業費	112,780	12,000	124,780
7 商工費		786,719	70,000	856,719
	1 商工費	786,719	70,000	856,719
9 消防費		1,202,733	56,000	1,258,733
	1 消防費	1,202,733	56,000	1,258,733
10 教育費		2,959,875	3,800	2,963,675
	7 社会教育費	824,302	3,800	828,102
11 災害復旧費		869,000	22,000	891,000
	2 公共土木施設災害復旧費	46,700	22,000	68,700
補正されなかった款項に係わる額		8,722,397	0	8,722,397
歳 出 合 計		29,759,310	1,159,209	30,918,519

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 繰越明許費の追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	普通財産管理費	17,550
		えちごトキめき鉄道設備大規模更新支援事業	8,126
3 民生費	1 社会福祉費	フードバンク等支援事業（物価高騰対策）	500
	2 児童福祉費	駅北子育て支援複合施設整備事業	9,658
		民営保育所等物価高騰対策事業	2,700
4 衛生費	1 保健衛生費	こころの総合ケアセンター運営事業	2,200
		医療機関物価高騰対策事業	2,000
6 農林水産業費	1 農業費	稲作振興事業	1,500
		県営中山間地域農業農村総合整備事業	17,270
		県営経営体育成基盤整備事業	33,200
		農業水利施設点検調査・計画事業	64,480
		農道橋保全対策事業	7,700
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	14,609
		県単農業農村整備事業	6,881
	3 水産業費	水産業施設整備事業	12,000
		漁港整備事業	46,300
7 商工費	1 商工費	事業者支援事業（物価高騰対策）	50,000

単位：千円

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	観光施設管理運営事業	7,339
8 土木費	2 道路橋りょう費	国土調査事業	6,314
		道路修繕事業	14,438
		道路新設改良事業	158,000
		融雪施設整備事業	5,620
		橋りょう修繕事業	547,786
	3 河川海岸費	河川排水路改修事業	5,000
	7 住宅費	市営住宅除却事業	4,200
9 消防費	1 消防費	消防団積載車整備事業	10,414
		消防車両等整備事業	72,587
		避難所環境整備事業	56,000
10 教育費	7 社会教育費	長者ヶ原考古館管理運営事業	3,800
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	団体営現年農地農業用施設災害復旧事業	150,400
		団体営過年農地農業用施設災害復旧事業	39,050
		県営現年農業用施設災害復旧事業	71,100
		県営過年農業用施設災害復旧事業	39,200
	2 公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	55,609

### 第3表 地方債補正

#### 1 地方債の追加

単位：千円

起債の目的	限度額	利率	起債の方法	償還の方法
農業振興事業	1,500	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	普通貸借 又は 証券発行	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定した条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

#### 2 地方債の変更

単位：千円

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	利率	限度額	利率
単独農地農業用施設 災害復旧事業	3,200	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	3,700	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
単独林業用施設 災害復旧事業	3,100		4,700	
現年公共土木施設 災害復旧事業	15,800		23,100	
単独土木施設 災害復旧事業	3,000		7,900	

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（一般会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	8,134,204	673,351	8,807,555
15 国庫支出金	3,277,068	87,954	3,365,022
16 県支出金	2,332,332	55,800	2,388,132
18 寄附金	651,102	8,191	659,293
20 繰越金	1,366,498	318,113	1,684,611
22 市債	2,130,500	15,800	2,146,300
補正されなかった款に係わる額	11,867,606	0	11,867,606
歳入合計	29,759,310	1,159,209	30,918,519

## (歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,318,166	933,509	5,251,675
3 民生費	6,833,564	14,400	6,847,964
4 衛生費	2,821,333	2,000	2,823,333
6 農林水産業費	1,245,523	57,500	1,303,023
7 商工費	786,719	70,000	856,719
9 消防費	1,202,733	56,000	1,258,733
10 教育費	2,959,875	3,800	2,963,675
11 災害復旧費	869,000	22,000	891,000
補正されなかった款に係わる額	8,722,397	0	8,722,397
歳 出 合 計	29,759,310	1,159,209	30,918,519

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		△10,194	943,703
11,280			3,120
1,800			200
53,000	1,500		3,000
35,000		18,385	16,615
28,000			28,000
			3,800
14,674	9,400		△2,074
143,754	10,900	8,191	996,364

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
11款 地方交付税	8,134,204	673,351	8,807,555
1項 地方交付税	8,134,204	673,351	8,807,555
1目 地方交付税	8,134,204	673,351	8,807,555
15款 国庫支出金	3,277,068	87,954	3,365,022
1項 国庫負担金	1,921,401	20,274	1,941,675
1目 民生費負担金	1,893,661	5,600	1,899,261
3目 災害復旧費負担金	26,680	14,674	41,354
2項 国庫補助金	1,345,612	67,680	1,413,292
1目 総務費補助金	641,679	39,680	681,359
7目 消防費補助金	16,513	28,000	44,513
16款 県支出金	2,332,332	55,800	2,388,132
1項 県負担金	716,198	2,800	718,998
2目 民生費負担金	695,843	2,800	698,643
2項 県補助金	1,148,815	53,000	1,201,815
4目 農林水産業費補助金	504,302	53,000	557,302
18款 寄附金	651,102	8,191	659,293
1項 寄附金	651,102	8,191	659,293
2目 総務費寄附金	651,000	3,200	654,200

11款 地方交付税    15款 国庫支出金    16款 県支出金    18款 寄附金

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	673,351	1 普通交付税 673,351
1	社会福祉費負担金	5,600	11 介護給付費等負担金 5,600
1	土木施設災害復旧費負担金	14,674	1 現年公共土木施設災害復旧事業負担金 14,674
1	総務管理費補助金	39,680	13 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 39,680
1	消防費補助金	28,000	21 地域未来交付金 28,000 56,000,000円×1/2
1	社会福祉費負担金	2,800	11 介護給付費等負担金 2,800
1	農業費補助金	43,000	62 団体営調査設計事業補助金 43,000 43,000,000円×10/10
3	水産業費補助金	10,000	11 農林水産業総合振興事業補助金 10,000 20,000,000円×5/10



単位：千円

節		説明	金額
区	分		
1	総務費寄附金	2 企業版ふるさと納税寄附金	3,200
			3,200
1	社会福祉費寄附金	1 社会福祉振興寄附金	87
			87
1	商工費寄附金	5 観光振興寄附金	4,904
			4,904
1	繰越金	1 前年度繰越金	318,113
			318,113
1	農業債	3 農業振興事業債	1,500
			1,500
1	農林水産業施設災害復 旧債	15 単独農地農業用施設災害復旧事業債	2,100
		16 単独林業用施設災害復旧事業債	500
			1,600
2	公共土木施設災害復旧 債	1 現年公共土木施設災害復旧事業債	12,200
		4 単独土木施設災害復旧事業債	7,300
			4,900

3 歳 出

款	項	目	補 正 前	補 正 額	計
2 款	総務費		4,318,166	933,509	5,251,675
1 項	総務管理費		3,828,992	933,509	4,762,501
1 目	一般管理費		1,480,940	46,972	1,527,912
		節	1 一般管理費職員人件費		
	区 分	金 額	事業費	822,301	46,972
3 職員手当等		46,972	[財源内訳]		
			・一般財源		46,972
3 目	財産管理費		723,856	886,537	1,610,393
		節	26 基金積立金		
	区 分	金 額	事業費	485,020	886,537
24 積立金		886,537	[財源内訳]		
			・寄附金		
			ふるさと糸魚川応援寄附金		△10,281
			社会福祉振興寄附金		87
			・一般財源		896,731
3 款	民生費		6,833,564	14,400	6,847,964
1 項	社会福祉費		3,589,008	11,700	3,600,708
1 目	社会福祉総務費		611,027	500	611,527
		節	63 フードバンク等支援事業（物価高騰対策）		
	区 分	金 額	事業費	0	500
7 報償費		500	[財源内訳]		
			・国庫支出金		
			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		450
			・一般財源		50
2 目	障害者自立支援費		1,027,668	11,200	1,038,868
		節	21 障害者介護給付事業		
	区 分	金 額	事業費	538,600	7,200
19 扶助費		11,200	[財源内訳]		
			・国庫支出金		
			介護給付費等負担金		3,600
			・県支出金		
			介護給付費等負担金		1,800
			・一般財源		1,800
		節	22 障害者訓練等給付事業		
			事業費	303,200	4,000
			[財源内訳]		
			・国庫支出金		
			介護給付費等負担金		2,000
			・県支出金		
			介護給付費等負担金		1,000
			・一般財源		1,000
2 項	児童福祉費		2,868,467	2,700	2,871,167
3 目	保育所運営費		1,467,237	2,700	1,469,937
		節	61 民営保育所等物価高騰対策事業		
	区 分	金 額	事業費	0	2,700
18 負担金、補助及び交付金		2,700	[財源内訳]		
			・国庫支出金		
			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		2,430
			・一般財源		270

2款 総務費 3款 民生費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
			△10,194	943,703
			△10,194	943,703
				46,972
1 一般管理費職員人件費の経費内訳				
一般職退職手当		46,972		
財 源 内 訳			△10,194	896,731
26 基金積立金の経費内訳				
財政調整基金積立金	350,000		ふるさと糸魚川応援基金積立金	△10,281
減債基金積立金	149,021		公共施設等総合管理基金積立金	300,000
福祉基金積立金	87		ふるさと就職修学支援基金積立金	760
まちづくり基金積立金	96,950			
財 源 内 訳	11,280			3,120
	8,850			2,850
	450			50
63 フードバンク等支援事業（物価高騰対策）の経費内訳				
報償品		500		
財 源 内 訳	8,400			2,800
21 障害者介護給付事業の経費内訳				
生活介護給付費		7,200		
22 障害者訓練等給付事業の経費内訳				
就労継続支援給付費		4,000		
財 源 内 訳	2,430			270
	2,430			270
61 民営保育所等物価高騰対策事業の経費内訳				
物価高騰対策補助金		2,700		

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
4 款	衛生費	2,821,333	2,000	2,823,333
1 項	保健衛生費	1,277,875	2,000	1,279,875
5 目	医療対策費	407,054	2,000	409,054
節		61 医療機関物価高騰対策事業		
区 分	金 額	事業費	9,000	2,000
18 負担金、補助及び交付金	2,000	[財源内訳] ・国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,800 ・一般財源 200		
6 款	農林水産業費	1,245,523	57,500	1,303,023
1 項	農業費	801,001	45,500	846,501
3 目	農業振興費	425,063	1,500	426,563
節		21 稲作振興事業		
区 分	金 額	事業費	14,633	1,500
18 負担金、補助及び交付金	1,500	[財源内訳] ・市債 農業振興事業債 1,500		
5 目	農地費	164,551	44,000	208,551
節		21 農業水利施設点検調査・計画事業		
区 分	金 額	事業費	2,530	44,000
12 委託料	44,000	[財源内訳] ・県支出金 団体営調査設計事業補助金 43,000 ・一般財源 1,000		
3 項	水産業費	112,780	12,000	124,780
2 目	水産業振興費	16,456	12,000	28,456
節		7 水産業施設整備事業		
区 分	金 額	事業費	0	12,000
18 負担金、補助及び交付金	12,000	[財源内訳] ・県支出金 農林水産業総合振興事業補助金 10,000 ・一般財源 2,000		
7 款	商工費	786,719	70,000	856,719
1 項	商工費	786,719	70,000	856,719
2 目	商工業振興費	149,402	50,000	199,402
節		62 事業者支援事業（物価高騰対策）		
区 分	金 額	事業費	0	50,000
12 委託料	2,000	[財源内訳] ・国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 35,000 ・一般財源 15,000		
18 負担金、補助及び交付金	48,000			
3 目	観光費	535,076	20,000	555,076
節		21 観光誘客宣伝事業		
区 分	金 額	事業費	2,790	20,000
18 負担金、補助及び交付金	20,000	[財源内訳] ・寄附金 ふるさと糸魚川応援寄附金 10,281 企業版ふるさと納税寄附金 3,200 観光振興寄附金 4,904 ・一般財源 1,615		

4款 衛生費 6款 農林水産業費 7款 商工費



款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
9 款	消防費	1,202,733	56,000	1,258,733
1 項	消防費	1,202,733	56,000	1,258,733
4 目	防災費	77,807	56,000	133,807
節		31 避難所環境整備事業		
区 分	金 額	事業費	0	56,000
10 需用費	18,377	[財源内訳]		
12 委託料	8,781	・ 国庫支出金		
17 備品購入費	28,842	地域未来交付金		28,000
		・ 一般財源		28,000
10 款	教育費	2,959,875	3,800	2,963,675
7 項	社会教育費	824,302	3,800	828,102
5 目	文化行政費	137,976	3,800	141,776
節		23 長者ヶ原考古館管理運営事業		
区 分	金 額	事業費	11,751	3,800
14 工事請負費	3,800	[財源内訳]		
		・ 一般財源		3,800
11 款	災害復旧費	869,000	22,000	891,000
1 項	農林水産業施設災害復旧費	822,300	0	822,300
1 目	農地農業用施設災害復旧費	776,500	0	776,500
		1 単独農地農業用施設災害復旧事業		
		事業費	7,700	0
		[財源内訳]		
		・ 市債		
		単独農地農業用施設災害復旧事業債		500
		・ 一般財源		△500
2 目	林業用施設災害復旧費	44,800	0	44,800
		1 単独林業用施設災害復旧事業		
		事業費	5,100	0
		[財源内訳]		
		・ 市債		
		単独林業用施設災害復旧事業債		1,600
		・ 一般財源		△1,600
2 項	公共土木施設災害復旧費	46,700	22,000	68,700
1 目	公共土木施設災害復旧費	46,700	22,000	68,700
節		6 現年公共土木施設災害復旧事業		
区 分	金 額	事業費	43,000	22,000
14 工事請負費	22,000	[財源内訳]		
		・ 国庫支出金		
		現年公共土木施設災害復旧事業負担金		14,674
		・ 市債		
		現年公共土木施設災害復旧事業債		7,300
		・ 一般財源		26
歳 出 合 計			29,759,310	1,159,209
				30,918,519

9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
財 源 内 訳	28,000			28,000
	28,000			28,000
	28,000			28,000
31 避難所環境整備事業の経費内訳				
消耗品費	18,377	活動備品購入費		200
ワークショップ企画運営委託料	8,781	施設備品購入費		28,642
財 源 内 訳				3,800
				3,800
				3,800
23 長者ヶ原考古館管理運営事業の経費内訳				
施設修繕工事	3,800			
財 源 内 訳	14,674	9,400		△2,074
		2,100		△2,100
		500		△500
1 単独農地農業用施設災害復旧事業の経費内訳				
財源変更				
財 源 内 訳		1,600		△1,600
1 単独林業用施設災害復旧事業の経費内訳				
財源変更				
財 源 内 訳	14,674	7,300		26
	14,674	7,300		26
6 現年公共土木施設災害復旧事業の経費内訳				
災害復旧工事	22,000			
財 源 内 訳	143,754	10,900	8,191	996,364

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末 (5年度) 現在高	前年度末 (6年度) 現在高	当該年度中(7年度) 増減見込み		
			当該年度中 起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額
			補正前	補正後	
1 普通債	18,693,097	17,770,521	1,987,400	1,988,900	2,382,537
(1) 総務	444,449	456,332	99,400	99,400	48,063
(2) 民生	516,650	506,942	98,600	98,600	55,249
(3) 衛生	5,428,761	5,042,559	426,400	426,400	569,060
(4) 労働	6,379	5,468			911
(5) 農林水産	2,139,723	2,212,672	268,400	269,900	166,975
(6) 商工	460,099	403,051	26,800	26,800	75,516
(7) 土木	4,594,663	4,464,400	817,000	817,000	635,397
(8) 公営住宅	293,712	240,875			53,514
(9) 消防	1,924,267	1,644,137	216,800	216,800	379,796
(10) 教育	2,884,394	2,794,085	34,000	34,000	398,056
2 災害復旧債	550,884	539,179	298,100	312,400	73,098
(1) 補助	488,157	454,927	259,000	266,300	69,150
(2) 単独	62,727	84,252	39,100	46,100	3,948
3 その他債	16,190,275	14,401,453	234,900	234,900	1,975,339
(1) 減税 補てん	19,303	9,783			6,798
(2) 臨時 財政対策	9,183,112	8,331,688			900,948
(3) 減収 補てん	77,932	73,370			4,565
(4) 合併特例	6,909,928	5,986,612	234,900	234,900	1,063,028
合計	35,434,256	32,711,153	2,520,400	2,536,200	4,430,974

単位：千円

当該年度末 (7年度) 現在高見込額	
補正前	補正後
17,375,384	17,376,884
507,669	507,669
550,293	550,293
4,899,899	4,899,899
4,557	4,557
2,314,097	2,315,597
354,335	354,335
4,646,003	4,646,003
187,361	187,361
1,481,141	1,481,141
2,430,029	2,430,029
764,181	778,481
644,777	652,077
119,404	126,404
12,661,014	12,661,014
2,985	2,985
7,430,740	7,430,740
68,805	68,805
5,158,484	5,158,484
30,800,579	30,816,379



議案第32号

令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度糸魚川市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度糸魚川市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	水道事業収益	634,300	△8,740	625,560
第2項	営業外収益	114,405	△8,740	105,665

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	水道事業費用	607,920	△7,160	600,760
第1項	営業費用	588,332	△8,740	579,592
第3項	特別損失	476	1,580	2,056

（継続費）

第3条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位：千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 水道事業 費用	1 営業費用	官民連携導入支援 業務委託	20,000	令和7年度	11,260
				令和8年度	8,740

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 水道事業収益		634,300	△ 8,740	625,560
2 営業外収益		114,405	△ 8,740	105,665
	3 補助金	20,000	△ 8,740	11,260

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 水道事業費用		607,920	△ 7,160	600,760
1 営業費用		588,332	△ 8,740	579,592
	4 総係費	111,661	△ 8,740	102,921
3 特別損失		476	1,580	2,056
	1 過年度損益修正損	476	1,580	2,056

(税 込)  
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
国庫補助金	△ 8,740	

(税 込)  
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
委託料	△ 8,740	
過年度損益修正損	1,580	

## 継続費に関する調書

款	項	事業名	全体計画				
			年度	年割額	左の財源内訳		
					国庫補助金	企業債	その他
1 水道事業費用	1 営業費用	官民連携導入支援業務委託	令和7年度	11,260	11,260	0	0
			令和8年度	8,740	8,740	0	0
			計	20,000	20,000	0	0

単位：千円

前々年度末 までの支払 義務発生額	前年度末まで の支払義務 発生(見込)額	当該年度 支払義務 発生予定額	当該年度末 までの支払義 務発生予定額	翌年度以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に対する 進捗率
0	0	11,260	11,260	0	56.3%
0	0	0	0	8,740	100.0%
0	0	11,260	11,260	8,740	



議案第33号

令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度糸魚川市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度糸魚川市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	下水道事業収益	2,377,000	△8,740	2,368,260
第2項	営業外収益	1,479,481	△8,740	1,470,741

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	下水道事業費用	2,319,410	3,470	2,322,880
第1項	営業費用	2,180,225	△8,740	2,171,485
第2項	営業外費用	132,185	12,210	144,395

（継続費）

第3条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位：千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 下水道事業費用	1 営業費用	官民連携導入支援業務委託	20,000	令和7年度	11,260
				令和8年度	8,740

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 下水道事業収益		2,377,000	△ 8,740	2,368,260
2 営業外収益		1,479,481	△ 8,740	1,470,741
	3 補助金	34,000	△ 8,740	25,260

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 下水道事業費用		2,319,410	3,470	2,322,880
1 営業費用		2,180,225	△ 8,740	2,171,485
	6 総係費	104,211	△ 8,740	95,471
2 営業外費用		132,185	12,210	144,395
	2 消費税及び地方消費税	1	12,210	12,211

(税 込)  
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
国庫補助金	△ 8,740	

(税 込)  
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
委託料	△ 8,740	
消費税及び地方消費税	12,211	

## 継続費に関する調書

款	項	事業名	全体計画				
			年度	年割額	左の財源内訳		
					国庫補助金	企業債	その他
1 下水道事業費用	1 営業費用	官民連携導入支援業務委託	令和7年度	11,260	11,260	0	0
			令和8年度	8,740	8,740	0	0
			計	20,000	20,000	0	0

単位：千円

前々年度末 までの支払 義務発生額	前年度末まで の支払義務 発生(見込)額	当該年度 支払義務 発生予定額	当該年度末 までの支払義 務発生予定額	翌年度以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に対する 進捗率
0	0	11,260	11,260	0	56.3%
0	0	0	0	8,740	100.0%
0	0	11,260	11,260	8,740	



報告第1号

火打山麓振興株式会社の経営状況について

火打山麓振興株式会社の第28期事業報告、決算報告及び監査報告並びに第29期事業計画及び収支計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により次のとおり報告する。

令和8年2月16日

糸魚川市長 久保田 郁 夫



# 第 28 期 事 業 報 告

## 1 損益の状況

第 28 期の目標利益は 3,500 千円でしたが、損益状況の結果は税引前純利益で約 308 千円となりました。

以下、部門ごとに内容を説明します。

## 2 シェルマン火打スキー場の営業状況

### (1) 降雪と営業の状況

当期は、昨年 12 月 14 日に株主総会と安全祈願祭を挙行し、12 月 20 日に営業開始を予定しておりました。

幸い、オープン 1 週間程前から降雪があり、オープン当日は山頂で 240cm の積雪となり、予定どおりのオープンとなりました。ただ、他のスキー場も十分な積雪があったため、来場者が分散されたせいか、12 月の入込者数は前年より減少しました。

1 月は、昨年能登半島地震がありましたので、単純比較はできませんが、入込者数は 19% の伸びでありました。また、昨年から設置したスキーこどもの日（1 月の第 3 土日）は、2 年目ということもあり利用者数が増加しました。

2 月は警報級の大雪に見舞われ、山頂では 690cm の積雪を記録しました。ドカ雪で一部リフトの運行にも支障が生じたものの、新雪を求めて来場者が増加しました。

3 月は下旬に上越市で真夏日を観測するなど暖かい日が影響したせいか、来場者数にも影響を及ぼしました。4 月は、下旬から 5 月の連休にかけ天候が安定したこともあり、多くの来場者で賑わいました。

今年は、近年まれにみる豪雪のため積雪の心配は全くなかったものの、むしろ降りすぎた感のあるシーズンでありました。

以上のことから、当期のスキー場の収益状況は前年より大幅な増加となり、実質的な収支は 4,553 千円の増となりました。

### (2) 営業方針の取組み状況

#### ① 安全の確保

安全確保を最重要課題と捉え、索道重大事故ゼロをスローガンに年間を通して計画的な点検・整備を進めてきました。また、過去の遭難事故を教訓に、エリア外滑走による遭難事故ゼロを目標に、パトロール隊員の確保育成と来場者への注意喚起に努め、重大事故ゼロでシーズンを終えることができました。

なお、パトロール隊や圧雪車・除雪車のオペレーター等の専門技術を持った人材の確保が厳しくなっており、今後の大きな課題となっております。

## ② 誘客に向けた営業活動

「パウダースノーのスキー場」としての周知やPRなど誘客に向けて金沢市から富山方面、上越・柏崎市、そして関西方面で広く営業活動を行いました。

当期は昨年に続き、3月に富山県・石川県を中心に春スキーの営業活動を行なったところ、4月の中旬以降多くの来場者で賑わいました。4月に入っても十分な積雪があったのも功を奏したものと思われます。

## ③ 「スキーこどもの日」の設置

昨シーズンに続き今シーズンも1月の第3土・日曜日に「スキーこどもの日」を設け、将来の来場者増に繋がるこども達にスキーを楽しんでももらいました。

2年目ということもあり、対前年比で26%の増でありました。

## ④ 障がい者スキーへの取組み

障がい者と健常者のスキーを通じた交流を標榜した「アイスティーカップ」は、4月5・6日当スキー場で開催され、競技のほか2日目には参加者で餅つき大会を行うなど、毎回好評を得ています。

同イベントは、平成21年から当スキー場で開催されており、今後も障がい者スキーへの取組みを支援していきたいと考えています。

# 3 グリーンメッセ能生（ゴルフ場）・大平やすらぎ館（温泉）の営業状況

## （1）営業の状況

今年は、豪雪だったため3月に入っても島道ルートが雪崩の危険性があるとのことで通行止めとなり、オープンに向けた準備に支障が生じることとなりました。その結果、プレオープンができず、4月26日いきなりグランドオープンとなりました。

4月は、営業日数が5日間しかなかったため、例年に比べ大幅な利用者数の減となりました。5月に入り、ある程度利用者数が回復したものの、天候不順等もあり前年を上回ることはありませんでした。

6月は、初旬に梅雨入りし雨天の日が多かったことや後半は30℃を超える真夏日が多かったことなど天候不順も相まって、利用者の増加には繋がりませんでした。7月8月は、猛暑による熱中症警戒アラートの発表が連日続いていたものの、コンペの開催やお盆前後の入込が良かったこともあり利用者増に繋がりました。

9月は、猛暑と豪雨で予約が入るもののキャンセルが多かったこと、また、地域主催のコンペが参加者不足で中止になるなど利用者の減少に繋がりました。

以上のことから、当期ゴルフ場の収益状況は前年より減となり、実質的収支は4,245千円の減となりました。

## （2）営業方針の取組み状況

### ① ゴルフ場としての品質向上

初めて訪れるゴルファーから「グリーンが綺麗ですね。」とお褒めの言葉を頂戴するな

ど、一定の評価をいただいているところでありますが、今夏の猛暑による高温と少雨により乾燥被害が発生し、芝が大きなダメージを受けました。対策として、土壌改良資材の投入や芝草種子の散布を増加し回復を図っています。

② 誘客に向けた営業活動

誘客を目指して、3月と8月に上越市・柏崎方面、富山県、長野県へ営業活動を行いました。また、利用者確保の観点から、利用プランの見直し等を行いました。

③ 4人乗りカートの整備

今期は3台増加し計16台となりました。4人乗りカートが増えたことで、カートの保管場所に新たな課題が生じてきました。

④ 配管の漏水対策

施設の老朽化に伴い、2・3・7番ホールの散水栓に新たな漏水が発生しましたが、対策工事を行うことで漏水を止めることができました。今後も監視をしながら、引き続き対策に努めてまいります。

#### **4 健全な経営の確保**

当期のスキー場は、豪雪の影響で豊富な積雪量に恵まれ、シーズンを通して利用者数を確保することができ、収益に繋げることができました。

一方ゴルフ場は、年々猛暑日が多くなるなど天候不順の対応策として、新たに7月から3か月間早朝プレーを取り入れましたが、思うような利用者の増加に繋がりませんでした。

その結果、経常利益では僅かではありますが、前期を上回ることとなり、内部留保の確保とともに、一年を通して借入金がない状況でありました。

今後も健全な経営に努めて参ります。

## 5 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株数 1,000株  
(2) 株主数 58名  
(3) 大株主

株主名	持株数
糸魚川市	500株

## 6 会社の概要に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	他の法人等の代表状況
木下 耕造	代表取締役社長	
井川 賢一	代表取締役	糸魚川市 副市長
中村 康司	取締役	能生運輸株式会社 代表取締役社長
鈴木 秀城	取締役	株式会社笠原建設 代表取締役社長
高鳥 健一	取締役	高鳥歯科医院 院長
大貫 慶一	取締役	能生商工会 会長
齋藤 浩	取締役	有限会社対岳荘 代表取締役社長
渡邊 武	監査役	糸魚川信用組合 営業推進室長
村井 康	監査役	能生地区公民館長

- (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 441万円  
監査役 2名 6万円

- (3) 設備投資の状況

有形固定資産

資産の名称	取得年月日	数量	取得価格	部門
券売システム用パソコン	令和7年 8月31日	1台	202,000円	スキー場
合計		1台	202,000円	

## (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	令和 3年9月期 第24期	令和 4年9月期 第25期	令和 5年9月期 第26期	令和 6年9月期 第27期	令和 7年9月期 第28期
売 上 高	154,280	160,293	163,334	168,871	185,596
当期純利益	2,431	2,195	4,478	△515	48
一株当たりの 当期純利益	2,431円	2,195円	4,478円	△515円	48円
純 資 産	72,479	74,674	79,152	78,637	78,685

## (5) 主要な事業の内、事業の内容

事 業	主要なサービス・商品
スキー場事業及び関連事業	索道収入・用品貸出・大会
ゴルフ場・浴場事業	ゴルフ場・用品貸出・大会・浴場施設の提供
売店事業	スキー関連用品・ゴルフ関連用品・菓子類
食堂部門	麺類・ご飯類・飲食類

## (6) 主要な営業所

名 称	所 在 地
シャルマン火打スキー場	糸魚川市大字西飛山 1821
大平やすらぎ館／グリーンメッセ能生	糸魚川市大字島道 1302-2

## (7) 従業員の状況

期末従業員数	在籍人数(人)	平均年齢(歳)	対前期末増減数
男	13	57.4	△1
女	6	61.5	増減なし
合 計	19	58.6	△1



第 28 期

# 決 算 報 告 書

令和 6年10月 1日から

令和 7年 9月30日まで

火打山麓振興株式会社

(法人番号:2110001021783)

# 貸借対照表

商号 火打山麓振興株式会社

代表者 木下 耕造

令和 7年 9月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
I 流 現 金 及 び 預 金	( 96,540,341 )	I 流 買 未 未 未 未 預 前 仮 賞	( 21,511,350 )
棚 卸 払 収 替	85,454,579	動 掛 払 法 消 費 税 受 引 当	95,900
	4,299,345	負 債 金 用 等 金 益 金	5,026,330
	748,927		5,712,073
	2,133,168		249,831
	3,904,322		3,027,600
			371,416
			4,501,500
			164,700
			2,362,000
II 固 定 資 産	( 8,533,852 )	II 固 定 負 債	( 4,878,060 )
有 形 固 定 資 産	( 7,686,375 )	長 期 割 賦 債 金	924,000
建 築 物	50,250,746	長 期 未 払 金	3,954,060
車 両 運 搬 具	9,180,913		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,964,685		
リ ー ス 資 産	3,594,600		
減 価 償 却 累 計 額	△ 59,304,569		
無 形 固 定 資 産	( 16,667 )		
ソ フ ト ウ ェ ア	16,667		
		負 債 の 部 合 計	26,389,410
		( 純 資 産 の 部 )	
		I 株 主 資 本 金	( 78,684,783 )
		1. 資 本	50,000,000
		2. 資 本 剩 余 金	( 0 )
		3. 利 益 剩 余 金	( 28,684,783 )
		(1)利 益 準 備 金	100,000
		(2)そ の 他 利 益 剩 余 金	( 28,584,783 )
		繰 越 利 益 剩 余 金	28,584,783
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	( 0 )
III 繰 延 資 産	( 0 )	III 新 株 予 約 権	( 0 )
		純 資 産 の 部 合 計	78,684,783
資 産 の 部 合 計	105,074,193	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	105,074,193



販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 6年10月 1日から  
令和 7年 9月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額
販売員旅費	61,999
広告宣伝費	2,620,846
大会費	510,567
販売促進費	697,546
販売手数料	1,779,466
役員報酬	4,470,000
従業員給与	16,211,949
従業員賞与	2,229,390
法定福利費	3,509,227
福利厚生費	1,948,178
減価償却費	1,012,439
代家賃	65,366
修繕費	544,242
事務用品費	246,497
通信通費	613,235
租税公課	231,200
接待交際費	392,871
保険料	1,420,215
備品消耗品費	145,309
支払手数料	2,552,827
借手議料	88,352
借リース料	72,885
燃費	407,968
雑費	652,380
合 計	42,484,954

棚卸資産の計算内訳

令和 7年 9月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額
商品	451,905
貯蔵品	3,847,440
合 計	4,299,345

原 価 報 告 書

令和 6年10月 1日から  
令和 7年 9月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額
I 材 料 費	
当 期 材 料 費	0
II 勞 務 費	
賃 金	52,952,525
賞 与	5,568,340
法 定 福 利 費	6,098,211
厚 生 勞 務 費	2,060,319
当 期 勞 務 費	66,679,395
III 經 費	
受 託 業 務 等 外 注 費	10,967,580
外 注 委 託 費	6,129,025
電 力 費	14,984,393
ガ ス 代 費	926,920
減 価 償 却 費	869,467
修 繕 費	7,212,412
租 税 公 課	197,620
賃 借 料	986,188
保 険 料	903,590
消 耗 品 費	7,704,884
旅 費	139,928
燃 料 費	14,728,802
通 信 費	322,053
接 待 交 際 費	689,765
レ ン タ ル 手 数 料	3,120,957
雑 費	2,074,502
当 期 經 費	71,958,086
当 期 總 費 用	138,637,481
期 首 仕 掛 品 棚 卸 高	0
合 計	138,637,481
期 末 仕 掛 品 棚 卸 高	0
当 期 原 価	138,637,481

## 株主資本等変動計算書

商号 火打山麓振興株式会社

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

(単位:円)

	株主資本						株主資本合計	評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	その他 利益剰余金				
	資本 準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金						
当期末残高	50,000,000	0	100,000	28,536,744	0	78,636,744	0	0	78,636,744	
当期末変動額										
当期純利益				48,039		48,039			48,039	
当期変動額合計	0	0	0	48,039	0	48,039	0	0	48,039	
当期末残高	50,000,000	0	100,000	28,584,783	0	78,684,783	0	0	78,684,783	

商号 火打山麓振興株式会社

### ■その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書

(単位:円)

	その他資本剰余金の内訳			その他利益剰余金の内訳			繰越 利益剰余金	その他 利益剰余金 合計
	資本準備金減少 額	自己株式処分差 益	その他 資本剰余金 合計	別途積立金	その他利益剰余金の内訳			
					繰越 利益剰余金	その他 利益剰余金 合計		
当期末残高	0	0	0	0			28,536,744	28,536,744
当期末変動額								
当期純利益							48,039	48,039
当期変動額合計	0	0	0	0			48,039	48,039
当期末残高	0	0	0	0			28,584,783	28,584,783

## 個別注記表

令和 6年10月 1日から

令和 7年 9月30日まで

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

### II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

### III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数

1,000株

### IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、78,684.78円であります。

2. 一株当たり当期純利益は、48.03円であります。

以 上

# 附属明細書

商号 火打山麓振興株式会社

事業年度

(令和06年10月1日から 令和07年9月30日まで)

附属明細書の添付状況				
NO.	附属明細書の種類	添付状況		備考
		添付(○)	省略(✓)	
1	固定資産(投資その他の資産については、長期前払費用に限る。)の取得及び処分並びに減価償却費の明細	○		
2	引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法	○		

1. 固定資産(投資その他の資産については、長期前払費用に限る。)の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首取得価額	当期増加額	当期減少額	期末取得価額	当期償却額	減価償却累計額	差引帳簿価額	償却累計率
有形固定資産	建物	50,250,746		0	50,250,746	678,367	46,689,644	3,561,102	92.9%
	車両運搬具	9,680,913		500,000	9,180,913	0	9,180,905	8	100.0%
	工具・器具・備品	3,762,685	202,000	0	3,964,685	173,539	3,434,020	530,665	86.6%
	リース資産	1,770,600	2,754,000	0	4,524,600	930,000	930,000	3,594,600	20.6%
		計	65,464,944	2,956,000	500,000	67,920,944	1,781,906	60,234,569	7,686,375
無形固定資産	ソフトウェア	116,667	0	0	100,000	16,667			
		計							
投資その他の資産									
	計								

2. 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	0	0	0	0
賞与引当金	2,412,000	2,362,000	2,412,000	2,362,000

・引当金の計上理由及び算定の方法は個別注記表に記載しています。

# 監 査 報 告 書

火打山麓振興株式会社

代表取締役社長 木下 耕造 様

私ども、第28期事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び事業報告書並びに付属明細書に関し、次のとおり監査を実施した結果、適法かつ正確であることを認めます。

記

監査期間：令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

監査内容：第28期事業年度 決算監査

令和7年11月4日

監査役

渡邊 武

監査役

村 可 康

# 第 29 期 営 業 方 針

## 1 全体の方針

地域のスキー場とゴルフ場を運営する企業として、安全をすべての土台として来場者・利用者の皆様に楽しんでいただけること、また「地域振興」「地域の雇用」の役割を担うことを全社の目標とします。

これらの使命を継続的に果たすには、適正な利益を確保し、安定した企業経営を行うことが必要です。そのためには、社員相互とお客様とのコミュニケーションを高め、お客様に満足していただけるサービスの提供を目標として、努めて参ります。

また、若手社員の採用と育成を図り、持続可能な会社を目指してまいります。

当社の営業は、気象等に影響を受けやすい体質ではありますが、更なる需要の拡大に努め、3,500千円の利益を目指します。

## 2 シャルマン火打スキー場の営業方針

### (1) 安全の確保

索道重大事故や遭難事故ゼロを目標に、索道の通年をとおした計画的な点検・整備を進めるとともに、パトロール隊員の確保育成に努めて参ります。

### (2) 誘客に向けた営業活動

「パウダースノーのスキー場」としての周知やPRなど、誘客に向けた営業活動を鋭意進めて参ります。

特にシーズン後半に来場者が多い、富山県・石川県への営業活動に力を注いで参ります。

### (3) 「スキーこどもの日」の拡充

将来に向けたスキー人口の確保と来場者数増の対策の一環として、「スキーこどもの日」を拡充し、スキー場の活性化を図ります。

### (4) 障がい者スキーへの取組

毎年恒例の「アイスティーカップ」を今シーズンも開催する予定であり、「障がい者に優しいスキー場」として取り組んで参ります。

### **3 グリーンメッセ能生・大平やすらぎ館の営業方針**

#### **(1) ゴルフ場としての品質向上**

お客様に好かれるゴルフ場を目指して、従業員とともに品質向上に努めて参ります。施設整備から30年近く経過し、老朽化が顕著となっているため、糸魚川市と協議して施設の修繕管理を計画的に進めて参ります。

#### **(2) 大平やすらぎ館の衛生管理**

多くの皆様に安心して利用していただけるように、入浴設備の清掃管理、レストランの衛生管理を引き続き行ってまいります。

#### **(3) 誘客に向けた営業活動**

誘客に向けて、県内外への営業活動を行うとともに、地元糸魚川市内への営業活動も行ってまいります。

また、イベントやコンペ等については過去の参加者等へ個々に周知するなど対応を進めて参ります。

#### **(4) カート保管場所の整備**

利用者の安全対策のうえから進めていた、2人乗りから4人乗りカートへの入れ替えが一区切りし、現在4人乗りカートが16台、2人乗りカートが3台になりました。ただ、4人乗りカートが増えたことで、カートの保管場所に新たな課題が生じてきましたので、今後も糸魚川市と協議して参ります。

#### **(5) 水道水源の確保と配管の漏水対策**

水道水源の不具合と配管の老朽化による漏水が大きな課題となっているため、糸魚川市とともに調査検討をして参ります。

# 目標変動損益計算書

第29期(令和 7年10月 1日～令和 8年 9月30日)

商号：火打山麓振興株式会社

作成：R 7.11.13(11:53)

(単位：千円)

項 目		次期計画 (A)	構成比	当期実績 (B)	構成比	差 額 (A-B)	対 比 (A/B)	注	備 考
売 上 高	事業収入	1	105,190	58.4	108,461	58.4	-3,271	97.0	
	レストラン売上高	2	10,728	6.0	11,061	6.0	-333	97.0	
	売店売上高	3	2,410	1.3	2,484	1.3	-74	97.0	
	指定管理料	4	61,673	34.3	63,590	34.3	-1,917	97.0	
	値引・戻り高(△)	5	1	0.0	1	0.0		78.6	
	純 売 上 高	6	180,000	100.0	185,596	100.0	-5,596	97.0	
変 動 費	期首棚卸高	7	452	0.3	862	0.5	-410	52.4	
	レストラン仕入高	8	4,562	2.5	4,372	2.4	189	104.3	*
	売店仕入高	9	1,162	0.6	1,113	0.6	48	104.4	*
	レンタル仕入	10	36	0.0	34	0.0	1	105.4	*
	商品仕入高4	11		0.0		0.0			
	仕入値引(△)	12		0.0		0.0			
		13		0.0		0.0			
		14		0.0		0.0			
	仕入高合計	15	5,760	3.2	5,520	3.0	239	104.3	*
	外注委託費	16	5,400	3.0	6,129	3.3	-729	88.1	
	消耗品費・燃料費	17	22,086	12.3	22,841	12.3	-755	96.7	
		18		0.0		0.0			
その他変動費	19	13,554	7.5	14,017	7.6	-463	96.7		
月末棚卸高(△)	20	565	0.3	451	0.2	113	125.0	*	
共通原価配賦	21								
変動費合計	22	46,687	25.9	48,919	26.4	-2,232	95.4		
限界利益	23	133,313	74.1	136,677	73.6	-3,364	97.5		
固 定 費	給与	24	73,653	40.9	73,634	39.7	18	100.0	*
	賞与	25	7,817	4.3	7,797	4.2	19	100.2	*
	福利厚生費等	26	11,000	6.1	13,615	7.3	-2,615	80.8	
	人件費計	27	92,470	51.4	95,048	51.2	-2,578	97.3	*
	(労働分配率)	28	69.4%		69.5%		-0.1%		
	販売促進費	29	5,259	2.9	5,608	3.0	-349	93.8	
	事務管理諸費	30	3,728	2.1	3,917	2.1	-189	95.2	
	接待交際費	31	991	0.6	1,170	0.6	-179	84.6	
	旅費交通費	32	994	0.6	1,137	0.6	-143	87.4	
	施設経費	33	20,312	11.3	23,123	12.5	-2,811	87.8	
	その他固定費	34	2,235	1.2	2,726	1.5	-491	82.0	
	営業外損益	35	-1,485	-0.8	-1,637	-0.9	152		
他の固定費計	36	32,034	17.8	36,046	19.4	-4,012	88.9		
部門固定費計	37	124,504	69.2	131,095	70.6	-6,591	95.0		
部門達成利益	38	8,809	4.9	5,582	3.0	3,226	157.8		
減価償却費	39	1,900	1.1	1,881	1.0	18	101.0	*	
地代家賃	40	868	0.5	1,124	0.6	-256	77.2		
保険料	41	2,541	1.4	2,323	1.3	217	109.3	*	
設備費計	42	5,309	2.9	5,330	2.9	-21	99.6	*	
部門貢献利益	43	3,500	1.9	251	0.1	3,248	1389.4		
共通固定費配賦	44								
部門貢献利益(配賦後)	45	3,500	1.9	251	0.1	3,248	1389.4		
棚卸高増減(△)	46								
固定費合計	47	129,813	72.1	136,425	73.5	-6,612	95.2		
経常利益	48	3,500	1.9	251	0.1	3,248	1389.4		

(注)純売上高の「対比」を超える科目に\*印を表示しています。

税理士法人 山岸会計